

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

体罰等によらない子育ての推進に向けた
実態把握に関する調査

事業報告書

令和3年3月

株式会社キャンサーズキャン

目次

第Ⅰ章 事業の概要

1	はじめに ～子どもの権利が守られる体罰のない社会へ～	2
2	事業の構成と流れ	4
2.1	事業全体の構成及びスケジュール	4
2.2	研究会の開催	5
2.2.1	研究会の組織	5
2.2.2	研究会の開催	5
2.3	実態把握調査概要	6

第Ⅱ章 体罰等によらない子育ての推進に向けて ～実態把握に基づく検討～

1	実態把握調査から明らかになったこと（抜粋）	10
1.1	国民全体における体罰を禁じる法改正の認知と体罰の容認度	10
1.1.1	体罰を禁じる法改正の認知と体罰行使の容認度	11
1.1.2	体罰の容認度に影響する要因	14
1.2	養育者による子どもへの体罰の実態	15
1.2.1	過去6か月の体罰行使の実態	15
1.2.2	体罰行使の背景 ～体罰に対する意識と日常の心理状態～	18
1.3	15～18歳の子どもにおける体罰の実態及び対応	23
1.3.1	体罰を受けた経験	23
1.3.2	身近な大人から暴力を受けた場合の対応について	24
2	課題の整理及び今後に向けた検討	25
2.1	体罰等によらない子育ての推進に向けた課題	25
2.2	意識変容を促すために～「体罰はなぜ許されないか」についての理解～	28
2.2.1	現状の課題の整理	28
2.2.2	今後に向けての検討 ～行動変容に繋がる啓発に向けて～	30
2.3	子どもを育てやすい環境の整備	34
2.3.1	現状の課題の整理	34
2.3.2	今後、更なる検討が必要な事から	35
2.4	被害者となり得る子どもへの教育及び支援	38
2.4.1	現状の課題の整理	38
2.4.2	今後、更なる検討が必要な事から	38

第Ⅲ章 実態把握調査報告 ～詳細～

1	国民全体における体罰を禁じる法改正の認知と体罰の容認度	42
1.1	体罰を禁じる法改正の認知とその理解度	42
1.1.1	体罰の使用が法律的に禁止されていることの認知	42
1.1.2	法の内容の理解度	43
1.2	体罰の容認度	44
1.2.1	体罰の容認度	45
1.2.2	体罰を容認する状況	46
1.2.3	体罰を禁止する法の認知と容認度	47
1.2.4	体罰の容認度と関連する要因	47
2	養育者による子どもへの体罰の実態	54
2.1	過去6か月の体罰行使の実態	54
2.1.1	過去6か月の体罰行使の状況	54
2.1.2	過去6か月以内に行なつた具体的な行為	55
2.1.3	体罰を与えた状況	56
2.1.4	体罰を与えた後の後悔	57
2.2	法改正の認知とその理解度、法改正について感じていること	58
2.2.1	体罰の使用が法律的に禁止されていることの認知と内容の理解度	58
2.2.2	法改正の認知と体罰行使の頻度	60
2.2.3	法改正について感じていること	60
2.3	体罰に対する意識 ～体罰の容認度～	61
2.3.1	体罰の容認度	61
2.3.2	体罰の容認度と過去6か月における行使	62
2.3.3	具体的な行為の容認度	63
2.3.4	体罰を容認する状況	63
2.3.5	体罰の容認度及び過去6か月の体罰行使の頻度と関連する要因	64
2.3.6	子どもの人権・権利、子どもの権利条約についての認知	68
2.4	養育者の心理状態（しつけについて感じる難しさやストレス）と体罰の行使	69
2.4.1	子どものしつけに難しさを感じているか	69
2.4.2	日常生活における心理状態（ストレスや不安、プレッシャー）	71
2.4.3	子どもの属性や養育の分担状況	74
3	15～18歳の子どもの体罰の実態及び対応	80
3.1	体罰を受けた経験	80
3.1.1	これまでに体罰を受けた経験	80
3.1.2	体罰を受けた経験と体罰の容認度	81
3.2	身近な大人から暴力を受けた場合の対応	82

第 I 章 事業の概要

1. はじめに

～子どもの権利が守られる体罰のない社会へ～

厚生労働省の調査によると、令和元年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は193,780件（速報値）と過去最多となったが、その中には、保護者のしつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととされた（令和2年4月施行）。それに伴い、令和元年9月より「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等の検討や、そうした考え方や保護者に対する支援策について、国民や関係者にわかりやすく普及・啓発するための検討が進められ、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」が取りまとめられた。

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」においては、法改正による体罰禁止を、“親が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を統制するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環”として捉え、体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援に繋がることを目的に、以下の点を整理している。

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」で示された内容：

- しつけと体罰の違い
- 暴言等の子どもの心を傷つける行為も、体罰同様に許されないこと
- 体罰等が許されない理由（体罰等が子どもに与える悪影響、子どもが持っている権利、体罰等による悪循環）
- 体罰等によらない子育てを推進するために理解しておくこと（体罰等をしてしまう背景、体罰等を行わないための具体的な工夫のポイント、子どもを育てる上で利用できる支援）

本調査研究では、令和元年6月の法改正及び「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を踏まえ、わが国における、体罰等に関する意識やその実態、法律の認知や啓発の効果について、意識調査を通して実態を把握するとともに、

現状における課題を整理して、今後の、国民の行動変容をより加速するための周知・啓発のあり方の検討を行うことを目的としている。

2. 事業の構成と流れ

2.1. 事業全体の構成及びスケジュール

本調査研究は、実態把握のためのインターネット調査の実施及び調査結果を踏まえ、課題の整理や今後に向けた検討を行う、有識者による研究会（3度開催）から構成された。

本調査研究事業の全体スケジュールは、表1の通りである。

表1：事業スケジュール

時期	実施内容
2020年10月19日	第1回研究会開催
2020年11月25日～ 2020年12月1日	実態把握調査の実施
2021年1月11日	第2回委員会開催
2021年2月24日	第3回委員会開催
2021年3月	研究報告書作成

2.2. 研究会の開催

2.2.1. 研究会の組織

調査を通して把握すべき項目の検討や、調査結果を踏まえた課題の整理、今後に向けた検討を行うことを目的として、6名の有識者からなる研究会を設置した（表2）。

表2：研究会構成員（五十音順、敬称略）

	氏名	所属
座長	大日向 雅美	恵泉女学園大 学長・教授
委員	高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
	後藤 励	慶應義塾大学 経営管理研究科 准教授
	平井 啓	大阪大学 人間科学研究科 准教授
	福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授
	森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会

2.2.2. 研究会の開催

委員会は3回開催し、本調査研究における調査の設計及び調査結果を踏まえた課題の検討、望ましい支援体制についての検討を行った。各委員会における検討事項等の概要は表3の通りである。

表3：委員会開催実績

研究会	開催日時	議題
第1回	2020年10月19日（日） 13:00～15:00	・ 実態把握調査の項目検討
第2回	2021年1月11日（月） 10:00～12:00	・ 実態把握の結果報告 ・ 課題の整理及び今後に向けた検討
第3回	2021年2月24日（水） 10:00～12:00	・ 課題の整理及び今後に向けた検討 ・ 報告（報告書作成）に向けた検討

2.3. 実態把握調査概要

わが国における、体罰等に対する意識や体罰の行使、法律の認知や子育てをとりまく状況等について実態を把握し、今後の、国民の行動変容をより加速するための周知・啓発のあり方の検討に繋げることを目的とし、以下の調査を実施した。

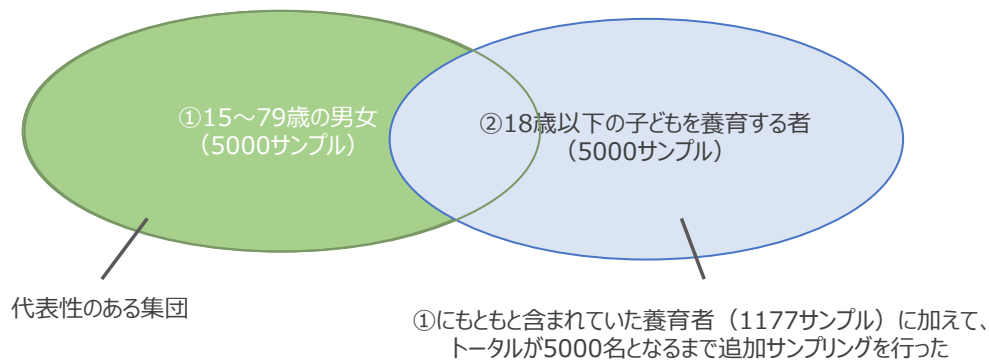
【調査手法】

- A社保有のモニター登録者を対象とした無記名自記式のインターネット調査

【調査対象者及び回収数】

- 以下、①及び②、それぞれを5,000サンプル回収した（サンプル総数：8823サンプル）（図1）。
 - ① 15～79歳の男女（性別、年齢構成、地域については人口分布に沿う）
 - ② 18歳以下の子どもを養育する者

図1. サンプル構成



【調査時期】：2020年11月25日～2020年12月1日

【調査内容】 *調査項目の詳細は、参考資料「実態把握調査票」を参照

- 以下の事からについて、調査項目を作成した。
 - ✓ 体罰に関する意識（容認度や、子どもの成長と発達への影響の認知、など）
 - ✓ 体罰を禁止する法改正の認知、子どもの権利に関する認識、など
 - ✓ 体罰行使の実態（体罰行使の頻度、体罰を行った場面、体罰を行った後の気持ち、など）
 - ✓ 子育ての実態（しつけに関する困難感、日常の心理状態、など）
 - ✓ 子どもの頃の体罰経験
- 調査項目の検討に当たっては、国際的な体罰に関する調査の評価指標や、過去に実施された国内外の体罰に関する調査等を参考とするとともに（主な参考資料一覧参照）、研究会委員の助言を受けた。

主な参考資料一覧：

- INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework Ending Violence Against Children: How to define and measure change
<https://www.unicef.org/media/66896/file/INSPIRE-IndicatorGuidance-ResultsFramework.pdf>
- Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children
<https://endcorporalpunishment.org>
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 子どもへの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018年
https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf
- Council of the Baltic Sea States Secretariat ,Tracking Progress towards Non-violent Childhoods Measuring changes in attitudes and behaviour to achieve an end to corporal punishment,2018.
https://www.childrenatrisk.eu/nonviolence/wp-content/uploads/sites/3/2019/02/NVC_TrackingProgress2018.1.pdf
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」2019年
https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/kodomonokenri_sassi.pdf

第Ⅱ章

体罰等によらない子育ての推進に向けて

～実態把握に基づく検討～

1. 実態把握調査から明らかになったこと（抜粋）

以下、実態把握調査から明らかとなった事からについて、特に重要だと思われるポイントを紹介する。結果の詳細については、「第三章. 実態把握調査報告（詳細）」（P41～）を参照されたい。

1.1. 国民全体における体罰を禁じる法改正の認知と体罰の容認度

Key Point :

- 体罰禁止の法改正の施行（令和2年4月）後、約8か月が経過した時点（令和2年11月）で、国民（15～75歳男女）の体罰を禁じる法の認知（「内容まで知っている」）は20.2%であった。「内容まで知っている」と回答した群において、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰でも許されないこと」が86.7%（「（とてもよく～まあ）当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が78.4%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.7%（同）と高かった。
- 一方、養育者においても「内容まで知っている」と回答したのは20.3%であり、法改正の認知は子どもの養育の有無によらず同程度であった。
- 子どもに体罰を与えることを容認している（「場合によっては必要だ」との問いに「（非常に～やや）そう思う」と回答。以下、その度合いを“容認度”とする。）のは、国民の40.2%であった。「男性」や「40代以降の年代」において、より容認度が高い傾向が見られた。
- 体罰の容認度は、“子どもの頃に体罰を受けた経験”や“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”、“子どもの権利についての認識”の程度によって差が見られた。
 - 身近な大人から体罰等の行為を受けることによる“子どもの成長と発達への影響”を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べて、その行為の容認度が高い傾向が見られた。
 - 子どもには暴力から守られる権利がある”、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”といった、具体的な子どもの権利についての認識がある群は、そうでない群に比べて、体罰に対する容認度が低い傾向が見られた。
 - 子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べて、体罰の容認度が高い傾向が見られた。

- 法改正を認知している群が、そうでない群に比べて、体罰の容認度が低いとはいえない。「内容まで知っている」群（全体の20.2%）においては、体罰を強く容認する回答と、全く容認しない回答、双方への偏りが見られた。

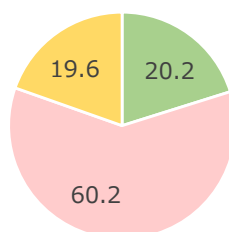
1.1.1. 体罰を禁じる法改正の認知と体罰行使の容認度

➤ 法の認知

国民（15～75歳男女）において、体罰の使用が法律的に禁止されていることを「内容まで知っている」と回答したのは20.2%、「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」が60.2%であった（図2）。

年代別にみると、20代～40代は「知らない」との回答も多かった。また、養育者においても「内容まで知っている」のは20.3%であり、認知は子どもの養育の有無によらず同程度であった。（表4）

図2. 子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（n=5,000）



■ 内容まで知っている ■ 聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない ■ 知らない

表4. 子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（性別・年代別）

	n	内容まで知っている	聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	知らない
国民全体	5000	20.2	60.2	19.6
男性	2476	△22.5	▽56.9	20.7
女性	2524	▽17.9	△63.5	18.5
10代	314	23.9	61.8	▽14.3
20代	634	20.2	▽52.1	△27.8
30代	795	18.2	▽55.5	△26.3
40代	906	18.3	▽54.9	△26.8
50代	759	17.7	△63.9	18.4
60代	894	22.0	△66.2	▽11.7
70代	698	△23.4	△67.8	▽8.9
養育者	5000	20.3	58.5	21.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

注: 有意差検定は、全体の平均値と比較し、属性毎の平均値との差の有無について、カイ2乗検定を行っている
(以下、有意水準の記載があるものについては、全て同様)

一方、「内容まで知っている」と回答した群において、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰であっても許されないこと」が86.7%（「(とてもよく～まあ) 当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が78.4%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.7%（同）と高かった（表5～7）。

表5. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解① 体罰の行使者 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	親を含めて誰であっても、体罰の使用は許されない				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	41.1	36.0	18.4	3.6	0.9
内容まで知っている	1008	△61.8	▽24.9	▽10.3	▽2.0	1.0
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽34.2	△39.7	△21.1	△4.2	0.9
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表6. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解② 軽微な体罰 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	どのような軽いものであっても、体罰の使用は禁止される				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	29.8	35.7	25.0	7.5	1.9
内容まで知っている	1008	△49.9	▽28.5	▽14.8	▽4.8	2.1
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽23.1	△38.2	△28.5	△8.4	1.9
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表7. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解③ 暴言等 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	子どもに対する暴言などについても許されない				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	38.0	38.2	19.2	3.8	0.7
内容まで知っている	1008	△56.7	▽29.0	▽11.6	▽1.9	0.8
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽31.8	△41.3	△21.8	△4.4	0.7
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 体罰に対する意識

子どもに体罰を与えることを容認している（「場合によっては必要だ」との問いに「(非常に～やや) そう思う」と回答）国民は40.2%であった（図3）。

性別・年代別にみると、女性より男性、40代以降の容認度が高く、30代以下は若い世代ほど容認度が低い傾向が見られた。（表8）

図3. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (n=5,000)

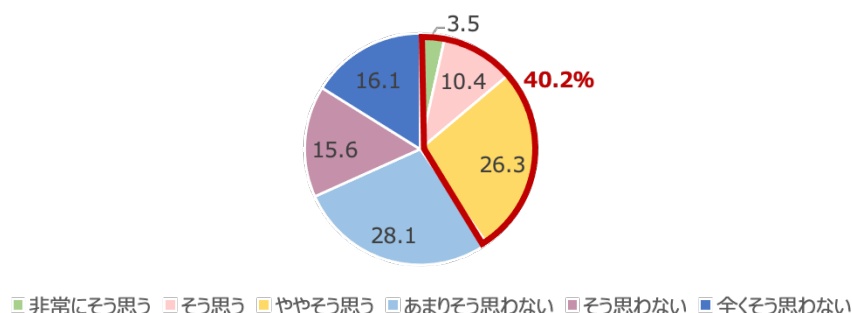


表8. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (性別・年代別)

	n	非常に そう思う	そう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
男性	2476	△5.0	△12.5	27.1	▽26.4	▽14.5	▽14.5
女性	2524	▽2.0	▽8.3	25.5	△29.8	△16.6	△17.7
10代	314	3.2	▽4.5	▽15.9	▽23.2	16.6	△36.6
20代	634	4.6	11.0	▽20.7	26.0	16.7	△21.0
30代	795	4.4	10.9	24.0	27.3	14.8	△18.5
40代	906	△4.9	10.2	△29.2	30.5	▽12.9	▽12.4
50代	759	3.6	12.1	△29.5	28.6	13.3	▽12.9
60代	894	▽1.9	10.1	26.0	30.0	17.4	14.7
70代	698	▽1.7	10.7	△31.8	27.2	△18.3	▽10.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 体罰を禁止する法の認知と容認度

法律を認知している群が、そうでない群に比べて、必ずしも体罰の容認度が低いとはいえ、**「内容まで知っている」群**（全体の20.2%）においては、他の群（**「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」**・**「知らない」**）に比べ、体罰を強く容認する回答（**「非常に必要だと思う」**）と、全く容認しない回答（**「全く必要だと思わない」**）、双方への偏りが見られた（表9）。

表9. 体罰の容認度 × 体罰を禁止する法の認知 クロス

子育てにおける体罰の 使用が法的に禁止され ていることを知っているか	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
内容まで知っている	1008	△7.1	12.0	▽21.4	▽21.3	16.1	△22.0
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	3012	▽2.4	10.4	△27.9	28.9	16.3	▽14.2
知らない	980	3.2	8.9	26.5	△32.8	▽12.7	16.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.1.2. 体罰の容認度に関係する要因

➤ 体罰の容認度に関係する要因

体罰の容認度は、“体罰の子どもの成長と発達への影響の認識”や“子どもの権利についての意識”、“子どもの頃に体罰を受けた経験”の程度によって、以下のような差が見られた。

- 身近な大人から体罰等の行為を受けることによる“子どもの成長と発達への影響”を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べ、その行為の容認度が高い。体罰の容認度が国民全体では40.2%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群（全体の2.3%）においては76.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」（同11.3%）においては74.1%であった。また、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が、子どもの成長と発達に「（非常に～どちらかと言えば）悪い影響があると思う」と答えたのは49.5%と、半数以下であった。（P 48～50 参照）
- “子どもには暴力から守られる権利がある”、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”といった、具体的な子どもの権利についての認識がある群は、そうでない群に比べて、体罰に対する容認度が低い傾向が見られた。国民全体における体罰の容認度が40.2%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては、35.2%であった。（P 50～53 参照）
- “18歳以下の子どもの頃、親などの親権者等から体罰を受けたことがある”と回答したのは、国民全体の59.4%（「1～2回あった」も含む）であったが、子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べ、体罰の容認度が高い傾向が見られた。体罰を受けたことが「日常的にあった」群は体罰の容認度が53.5%であるのに対し、「全くなかった」群では26.5%であった。（P47～48 参照）

1.2. 養育者による子どもへの体罰の実態

Key Point :

- 過去6か月の間に1度でも体罰を行使した養育者は33.5%であった。男性よりも女性、また、10代~30代の若い年代において、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。
 - ✓ 具体的な行為としては、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が28.4%、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”は28.1%、“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”は9.6%であった。
 - ✓ 体罰を与えた状況としては、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（47.2%）、“子どもにとって危険があるとき”（43.6%）、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”（36.6%）、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”（32.7%）といった状況が割合として高い。
 - ✓ 一方で、体罰を与えた後に「しなければよかった」と後悔した経験があると回答した養育者は88.7%にのぼった。
- 体罰の行使は、養育者の体罰に対する意識（容認度等）と、日常の心理状態（しつけについて感じる難しさやストレス、不安等）といった要因によって差が見られた。容認度が高いほど、又、しつけについて感じる難しさやストレス、不安等が大きいほど、体罰行使の頻度も高い傾向が見られた。
 - ✓ 体罰の容認度は、“子どもの頃に体罰を受けた経験”や“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”、“子どもの権利についての認識”の程度によって差が見られた。
 - ✓ 養育者の心理状態には、子どもの属性（年齢や性別、人数）や、養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）によって差が見られた。

1.2.1. 過去6か月の体罰行使の実態

➤ 過去6か月の体罰行使の状況

過去6か月の間に子どもに1回でも体罰を与えたことが「あった」と回答した養育者は33.5%であった。男性よりも女性、また、10代~30代の若い年代で体罰行使の頻度が高い傾向が見られた（表10）。

表 10. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、子どもに体罰を与えたことがあるか（性別・年代ごと）

	n	日常的に あった	過去6か月の体罰行使の頻度		
			時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
男性	2476	2.6	▽11.1	▽16.2	△70.1
女性	2524	2.0	△13.9	△21.2	▽62.9
10代	9	△22.2	22.2	△44.4	▽11.1
20代	212	△6.6	△21.2	13.7	▽58.5
30代	1170	△3.9	△15.2	△25.8	▽55.0
40代	2378	1.9	12.9	18.3	66.9
50代	1124	▽0.5	▽7.9	▽13.6	△77.9
60代	102	2.0	▽4.9	11.8	△81.4
70代	5	-	20.0	20.0	60.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

しつけとして行われた具体的な行為としては、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”（28.4%）といった体罰の他に、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”（28.1%）、“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”（9.6%）など子どもの心を傷つけたり、子どもの権利を侵害する行為もあげられた（図4）。

一方で、体罰を与えた後に「しなければよかった」と後悔した経験があると回答した養育者は88.7%にのぼった（図5）。

図 4. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、以下の行為を行ったことがあるか。（n=5,000）

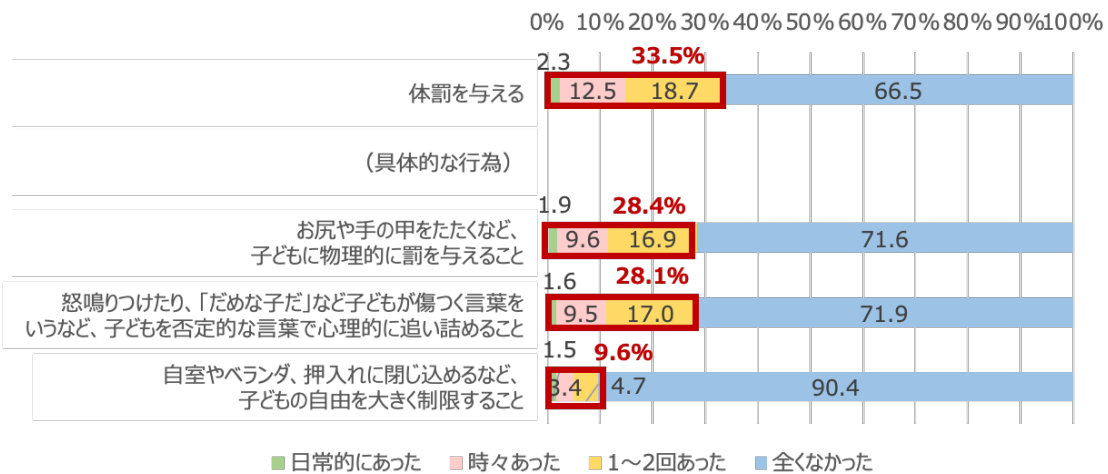
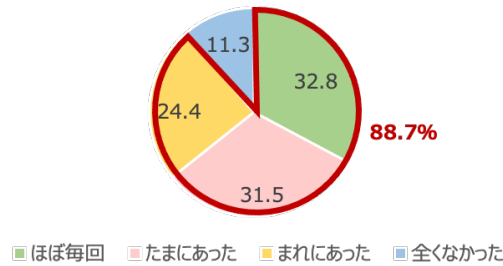


図5. 体罰を与えた後、しなければよかったと思ったこと
(n=1,677：過去6か月で体罰を1回以上行なった群)

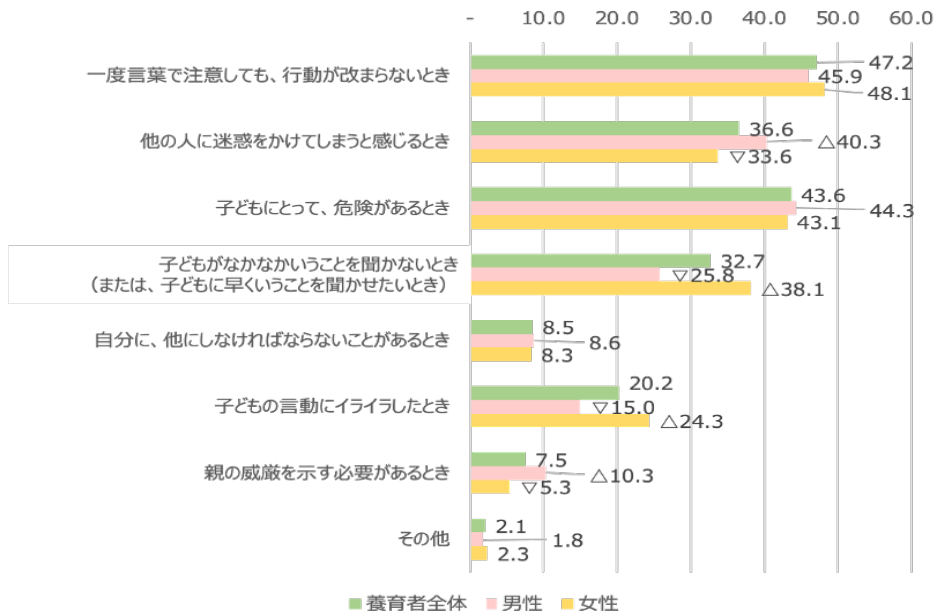


➤ 子どもに体罰を与えた状況

体罰を与えた状況としては、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（47.2%）、“子どもにとって危険があるとき”（43.6%）、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じるとき”（36.6%）、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”（32.7%）といった状況が割合として高い。（図6）。

“他の人に迷惑をかけてしまうと感じるとき”や“親の威厳を示す必要があるとき”は男性により多く、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”や“子どもの言動にイライラしたとき”は女性により多いなど、男女による傾向の違いも見られた。

図6. 過去6か月以内に、子どもに体罰を与えた状況（複数回答）
(n=1,677：過去6か月で体罰を1回以上行なった群)



*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.2.2. 体罰行使の背景 ～体罰に対する意識と日常の心理状態～

▶ 体罰に対する意識

子どもに体罰を与えることを容認する養育者は41.7%であった（図7）。これは、国民全体の傾向とほぼ同様である。

体罰の容認度が高い群ほど、体罰行使の頻度も高い傾向が見られた（表11）。

図7. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか。（n=5,000）

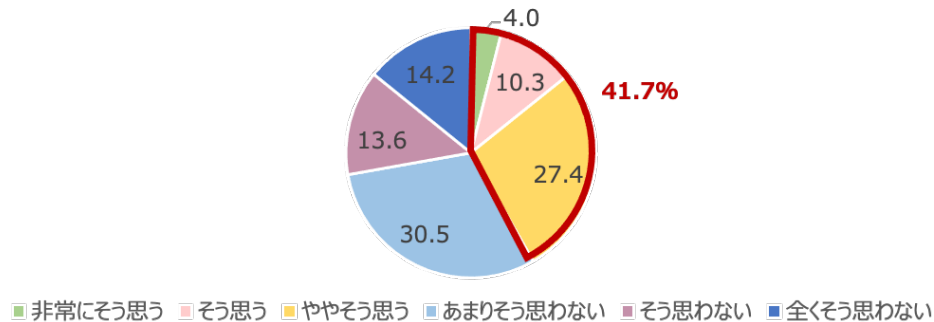


表11. 体罰の容認度 × 過去6か月の体罰行使の頻度 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
非常にそう思う	198	△26.3	△23.7	14.6	▽35.4
そう思う	515	△4.7	△33.0	△24.7	▽37.7
ややそう思う	1372	▽1.3	△18.9	△26.5	▽53.3
あまりそう思わない	1525	▽0.9	▽7.0	18.6	△73.5
そう思わない	681	▽0.3	▽4.1	▽13.2	△82.4
全くそう思わない	709	▽0.7	▽2.3	▽5.9	△91.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

▶ 体罰の行使頻度に影響する要因

体罰の容認度が“体罰の子どもの成長と発達への影響の認識”や“子どもの権利についての意識”、“子どもの頃に体罰を受けた経験”などの要因によって差が見られるのは、国民全体と同様の傾向であったが、さらに、過去6か月における体罰行使の頻度にも、以下のような差が見られた。

- 身近な大人から体罰等の行為を受けることによる、“子どもの成長と発達への影響”を肯定的に認識している群で、その行為の行使頻度が高い傾向が見られた。養育者全体における過去6か月の“物理的な罰を与えること”の頻繁な行使（日常的に～時々あった）は11.5%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群（全体の2.3%）においては51.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」（同11.3%）においては、34.8%であった（P65～66参照）。

- “子どもには暴力から守られる権利がある”、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”といった、具体的な子どもの権利についての意識がある群は、過去6か月の体罰行使の頻度が低い傾向が見られた。養育者全体における過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使（日常的に～時々あった）が14.8%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては、11.7%であった。（P67～68 参照）
- 「18歳以下の子どもの頃、親などの親権者等から体罰を受けたことがある」と回答した養育者は60.5%（「1～2回あった」も含む）であったが、子どもの頃に体罰を頻繁に受けていた群とそうでない群では、子どもへの体罰の行使頻度に差が見られた。養育者全体における過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使（日常的に～時々あった）が14.8%であるのに対し、親などの親権者等から体罰を受けたことが「日常的にあった」群では32.9%、「全くなかった」群では7.4%であった。一方、“日常的に”体罰を受けていたにも関わらず、過去6か月で体罰を“全く”行っていない養育者も52.5%いたことには留意が必要である。（P64～65 参照）

➤ 体罰を禁止する法の認知

体罰を禁止する法律を認知している群における体罰行使の頻度は、認知していない群よりも高かった。「内容まで知っている」群（全体の20.3%）においては、過去6ヶ月の体罰が「日常的にあった」との回答が6.0%（養育者全体では2.3%）、「時々あった」が14.5%（同：12.5%）であった（表12）。この点は、「法の認知と体罰の行使についての考察」（P28）を参照されたい。

表12. 体罰禁止の法律の認知 × 過去6か月の体罰行使頻度 クロス

育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1～2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
内容まで知っている	1016	△6.0	△14.5	17.9	▽61.6
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	2924	▽1.3	12.8	19.6	66.3
知らない	1060	▽1.4	▽10.0	17.1	△71.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 養育者の心理状態（しつけについて感じる難しさや日常のストレス等）

子どものしつけに難しさを感じている養育者は、70.0%（「（非常に～まあ感じる）」であった（図8）。

子どものしつけに難しさを「非常に感じる」群（全体の26.2%）においては、体罰行使の頻度が高く、過去6ヶ月の体罰が「日常的にあった」が4.7%（養育者全体では2.3%）、「時々あった」が18.0%（同：12.5%）であった（表13）。

図8. 子どものしつけについて、難しさを感じているか (n=5,000)

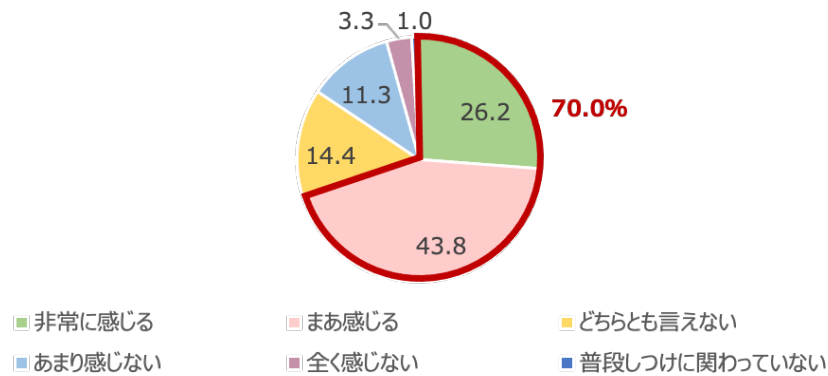


表 13. しつけについて感じる難しさ × 過去6か月の体罰行使 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
非常に感じる	1310	△4.7	△18.0	△24.8	▽52.5
まあ感じる	2188	▽1.7	11.7	19.2	67.4
どちらとも言えない	720	▽1.1	12.2	▽14.6	△72.1
あまり感じない	566	▽1.1	▽6.2	▽12.0	△80.7
全く感じない	166	0.6	▽4.2	▽8.4	△86.7
普段しつけに関わっていない	50	4.0	8.0	▽6.0	△82.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

また、“子どもの言動に対してイライラする”（48.6%：「（日常的に～時々）あった」），“子育てについて、自信が持てないことがある”（47.0%：同），“経済的な不安を感じる”（50.8%：同）など、養育者の多くが様々なストレスを感じつつ子育てと向き合っていた。（表14）

表 14. 日常生活において、どのような気持ちを感じているか (n=5,000)

	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
子どもの言動に対してイライラする	11.9	36.7	25.9	25.5
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	34.1	22.1	30.9
孤独を感じる	7.6	20.2	18.0	54.2
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	31.0	21.9	32.0
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	31.6	21.0	34.3
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	26.4	22.1	41.8
しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	20.4	19.0	54.9
子育てに関する情報が不足している	4.9	23.2	23.9	48.0
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	25.7	19.8	47.4
経済的な不安を感じる	22.3	28.5	19.1	30.2

こうしたストレスと体罰行使の関連をみたところ、いずれの気持ちについても、頻繁に感じている群ほど、過去6か月の体罰行使の頻度が高い傾向が見られ、日常における心理状態（ストレスやプレッシャー、不安等）も体罰の行使と関連すると考えられる（P 71~74 参照）。

それぞれの気持ちを“日常的に”感じていた群における、過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使（「（日常的に~時々）あった」）の割合を表15に示す。養育者全体における過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使が14.8%であるのに対し、いずれの項目もより割合が高い（表15）。特に、高かったのは、以下の項目であった。

- しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる
- 子育てに関する情報が不足している
- 孤独を感じる
- 子育てに関する情報が多すぎる
- 子どもの言動に対してイライラする
- 子育てのための時間や人手が足りない

表 15. それぞれの気持ちを“日常的に”感じていた群の体罰の頻繁な行使の割合

	養育者に おける割合	過去6ヶ月の体罰の頻繁な行 使(日常的に~時々あった)
子どもの言動に対してイライラする	11.9	31.2
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	26.6
孤独を感じる	7.6	32.6
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	23.4
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	25.7
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	30.1
しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	41.2
子育てに関する情報が不足している	4.9	39.7
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	31.1
経済的な不安を感じる	22.3	18.1
(参考)養育者全体	100.0	14.8

▶ 子どもの属性や養育の分担状況

子どもの属性（年齢や性別）や、養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）によっても、体罰行使の頻度は異なる。女兒よりも男児、また、子どもの年齢が低い方が、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた（表 16）。また、体罰行使の頻度については、子育てを主にしているのが「自分」と回答した群が、「自分以外の家族」や「自分と他の家族が同等に協力して行っている」に比べて高かった（表 17）。

また、これら子どもの属性（年齢や性別）や、養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）において、体罰使用の頻度が高い群は、子どものしつけに感じる難しさや日常感じるストレスやプレッシャー・不安も強く感じている傾向が見られた（P77～82 参照）。

表 16.過去 6 か月の体罰行使の頻度（子どもの性別・年齢ごと）

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
男児	2470	△2.8	△14.2	△20.5	▽62.6
女兒	2519	▽1.9	▽10.9	▽17.0	△70.2
0歳以上3歳未満	848	△3.3	△15.3	19.2	▽62.1
3歳以上6歳未満	694	△3.5	△19.2	△27.7	▽49.7
6歳以上9歳未満	739	3.1	△17.6	△26.1	▽53.2
9歳以上12歳未満	819	2.6	11.0	19.0	67.4
12歳以上15歳未満	817	1.8	▽9.4	▽14.1	△74.7
15歳以上18歳以下	1083	▽0.4	▽6.1	▽10.8	△82.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 17.子育てを主にしているのは誰か × 過去 6 か月の体罰行使の頻度 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
自分	2538	△3.0	△14.8	△20.3	▽61.9
自分以外の家族	1012	1.6	▽10.4	▽16.2	△71.8
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	▽1.5	▽10.0	17.9	△70.6
いずれも当てはまらない	14	-	14.3	7.1	78.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.3. 15～18 歳の子どもにおける体罰の実態及び対応

本調査は、主に、養育者の“体罰等によらない子育て”を促進するための意識変容を目指し、養育者及びその子育てを支える周囲の人（国民：15～75 歳男女）における体罰に関する意識や体罰の実態についての把握を目的としたものである。

“国民” 5000 サンプル中、“15～18 歳の子ども” も、人口比率に沿う形で 213 サンプルが含まれているが、ごく限られたサンプル数であることには留意が必要である。

Key Point :

- 15～18 歳の子どもにおいて、“親などの親権者等から体罰を受けたこと”が一度でも「あった」と回答したのは 50.2%、うち「日常的にあった」のは 7.5%であった。また、“親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと”が一度でも「あった」のは 27.2%であった。
- 15～18 歳の子どもにおける体罰の容認度は 23.5%と、国民全体（40.2%）と比較すると低かったが、親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（「（日常的～時々）あった」）においては、強く容認する（「非常にそう思う」）割合が 9.9%（子ども全体では 4.2%）と高かった。
- 親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（日常的にあった/時々あった）においては、“身近に相談できる人がいる”に関して、「全く当てはまらない」との回答が 23.9%にのぼった。

1.3.1. 体罰を受けた経験

➤ これまでに体罰を受けた経験

15～18 歳の子どもにおいて、“親などの親権者等から体罰を受けたこと”が一度でも「あった」と回答したのは 50.2%、うち「日常的にあった」のは 7.5%であった（表 18）。

“親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと”が一度でもあるのは 27.2%であった。（表 19）

表 18. 親などの親権者等から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
15～18 歳の子ども全体	213	7.5	25.8	16.9	49.8
男児	115	6.1	27.0	20.0	47.0
女児	98	9.2	24.5	13.3	53.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 19. 親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
15～18歳の子ども全体	213	5.6	7.5	14.1	72.8
男児	115	7.8	7.8	△20.0	▽64.3
女児	98	3.1	7.1	▽7.1	△82.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 体罰を受けた経験と体罰の容認度

15～18歳の子どもにおける体罰の容認度は23.5%と、国民全体（40.2%）と比較して低かったが、親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（「日常的にあった/時々あった」）においては、強く容認する（「非常にそう思う」）割合が9.9%（子ども全体では4.2%）と高かった（表20）。

表 20. 親権者から体罰を受けた経験 × 体罰の容認度 クロス

親などの親権者等から 体罰を受けたこと	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
15～18歳の子ども全体	213	4.2	4.7	14.6	22.1	17.4	37.1
日常的にあった/ 時々あった	71	△9.9	5.6	15.5	25.4	15.5	28.2
1～2回あった/ 全くなかった	142	▽1.4	4.2	14.1	20.4	18.3	41.5
国民全体(参考)	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.3.2. 身近な大人から暴力を受けた場合の対応について

身近な大人から暴力を受けた場合に“身近に相談できる人がいる”と回答したのは49.8%（「（とてもよく～まあ）当てはまる」）、“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”のは38.5%（同）、“暴力への予防や対応について学んだことがある”のは34.3%（同）であった（図9）。

予防や対応についての教育を受けたことがない子どもも多く、また、暴力を受けた際に相談する相手を持たない子どもが一定数いることがわかった。特に、親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（日常的にあった/時々あった）においては、“身近に相談できる人がいる”に関して、「全く当てはまらない」との回答が23.9%にのぼった（表21）。

図9. 身近な大人から体罰を受けた場合の対応について、それぞれに当てはまる状況 (n=213)

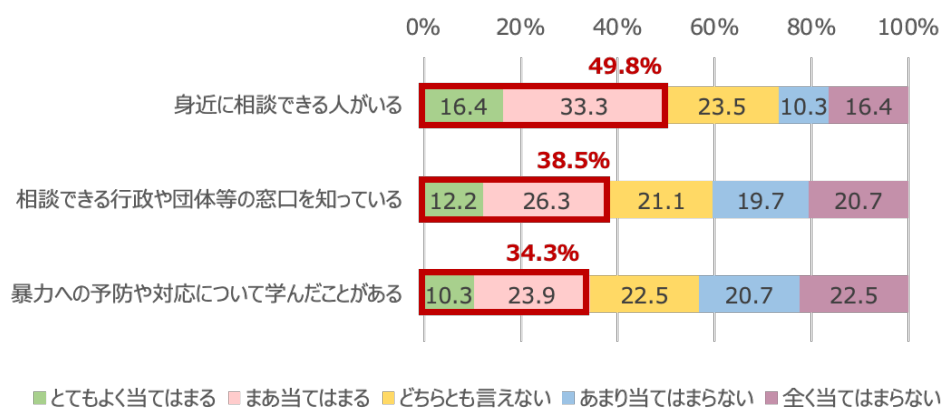


表 21. 親権者から体罰を受けた経験 × 身近に相談できる人がいる クロス

	n	とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
15～18歳の子ども全体	213	16.4	33.3	23.5	10.3	16.4
日常的にあった/ 時々あった	71	19.7	28.2	18.3	9.9	△23.9
1～2回あった/ 全くなかった	142	14.8	35.9	26.1	10.6	▽12.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2. 課題の整理及び今後へ向けた検討

体罰禁止の法改正の施行（令和2年4月）後、約8か月が経過した時点（令和2年11月）において、過去6か月の間に子どもに1回でも体罰を行使したと回答した養育者は33.5%にのぼり、うち「日常的に」行っていたものも2.3%と、決して少なくない値である。体罰等によらない子育ての推進に向けた、さらなる対策が必要だといえる。

以下、体罰等によらない子育ての推進に向け、現状の課題と、今後、さらなる検討が求められる点について整理する。

2.1. 体罰等によらない子育ての推進に向けた課題

本調査結果を踏まえると、図10に示すように、子どもに対する体罰の行使には、以下の要因が複雑に絡んで影響を与えていると考えられる。

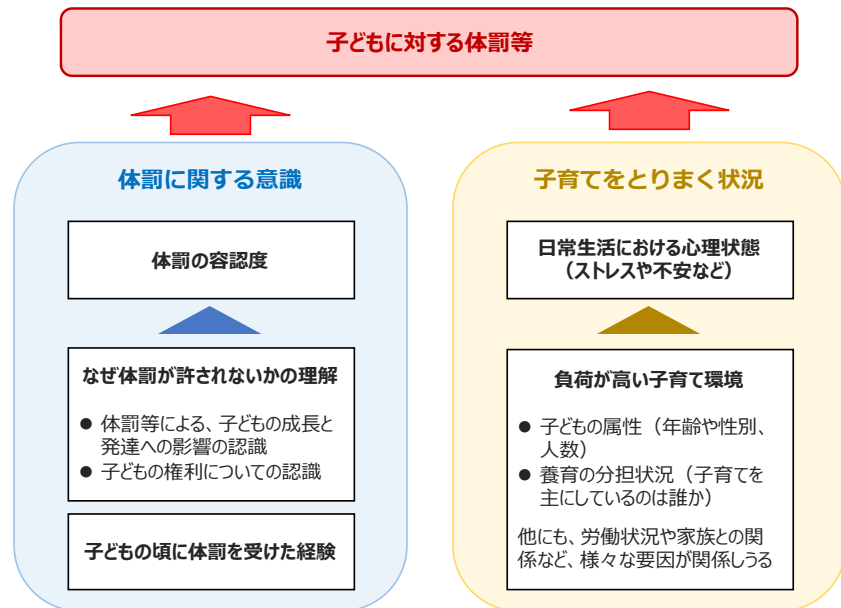
（体罰に対する意識の問題）

- 体罰の容認度（体罰が「場合によっては必要だ」との考え）
- 容認度と関係する、“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”、“子どもの権利についての認識”、及び“子どもの頃に体罰を受けた経験”など

（子育てをとりまく状況の問題）

- 養育者の、日常生活における心理状態（しつけについて感じる難しさやストレス、不安等）
- 養育者の日常生活における心理状態と関係する、子どもの属性（年齢や性別等）や、養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）等、子育てをとりまく状況の負荷

図 10.子どもへの体罰等の行使に関係する要因



体罰等によらない子育てを実現するためには、啓発・教育等によって、体罰に対する意識（体罰の容認度等）を変えていくことはもちろんのこと、子育てをとりまく状況を改善し、養育者のストレスや不安などの軽減をはかることも重要だと考えられる。

実際、体罰等を与えた後に、「しなければよかった」と後悔した経験がある養育者が88.7%にのぼるなど、養育者も葛藤の中で体罰等を“してしまう”状況があったことが窺える。その点も十分に踏まえた検討が必要である。

2.2. 体罰等に対する意識変容を促すために ～「体罰はなぜ許されないか」についての理解～

2.2.1. 現状の課題の整理

➤ 「体罰等は許されない」との規範の自分ごと化（内面化） ～体罰の容認度～

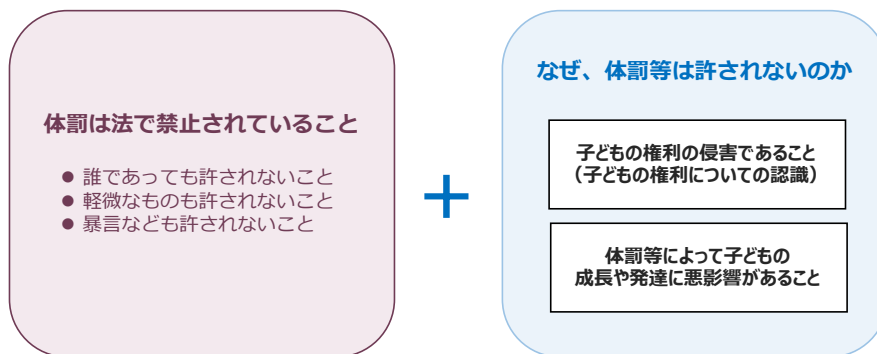
調査結果からも示された通り、“体罰の容認度（体罰は「場合によっては必要だ」という考え）”は、体罰の行使に繋がる重要な要因の一つである。

養育者において、体罰の使用が法律的に禁止されていることを「内容まで知っている」と回答したのは20.3%であったが、法を認知している群は、必ずしも体罰の容認度が低いとはいえず、体罰行使の頻度が低いとはいえなかった。

一方、体罰等による、“子どもの成長と発達への影響の認識”や“子どもの権利についての認識”がある群は、そうでない群に比べ、体罰の容認度や体罰行使の頻度が低い傾向が見られた。

これらから、「体罰等は許されない」規範の自分ごと化（内面化）を促すためには、体罰を禁止する法について周知し、理解を促すことはもちろんのこと、体罰禁止の背景にある、「なぜ、体罰等は許されないのか（体罰等は子どもの権利の侵害であること（子どもの権利についての認識）、体罰等によって子どもの成長や発達に悪影響があること）」を伝えることでより深い理解を促し、納得感を得ることが重要であると考えることができる。

図 11.周知し、理解を促すべき事から



***法の認知と体罰の行使についての考察：**

本調査からは、体罰を禁止する法について「内容まで知っている」と回答した群は、そうでない群に比べ、体罰行使の頻度がより高い傾向が見られた。理由としては、体罰行使の自覚がある分、そうした情報への感度が高い可能性や、軽微なものも体罰に該当するという知識があることによって、自らの軽微な体罰に自覚的となり、体罰の行使を申告している可能性などが考えられる。法の認知と体罰行使の関係については、より詳細な検討が必要である。

（子どもの権利についての認識）

子どもの権利に関する認識は、「子どもには暴力から守られる権利がある」が72.9%（国民全体）、「大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある」が52.1%（同）、「子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある」が61.0%（同）と、未だ、十分だとはいえない（P50～参照）。

一方、「子どもの権利を守ること」は、“体罰等によらない子育て”を推進する上で、基本となる原則である。体罰等は子どもの権利の侵害であり、それゆえに決して許されるものではない。養育者と子どもは別個の人格で、子どもは「一人の人格を持った存在」として尊重されるべきであり、その権利を侵害することは親であって許されない。

しかしながら、親子等の近い家族においては、こうしたバウンダリー（自他の境界）がともすると曖昧になりがちである。養育者と子どもの間のバウンダリーが曖昧になると、例えば、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”に、子どもよりも他者を優先して体罰等によって子どもを制止したり、“イライラしているなど、気持ち的に余裕がない時”や“親の威厳を示す必要がある時”に、つい自分の状況を優先して体罰を行使するといった行動に繋がりがやすすいと考えられる。

今後、子どもの権利についての認識や、親子間のバウンダリーについての理解をどのように向上・浸透していくかは、社会全体としての、大きな課題である。

（体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識）

体罰を与えた後、「しなければよかった」と後悔した経験があると回答した養育者が88.7%にのぼることからも分かるように、養育者の多くが、体罰を是だとは考えていない。一方で、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（47.2%），“子どもにとって危険があるとき”（43.6%），“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”（36.6%），“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”（32.7%）といった、子どもの行動を変えたい状況で体罰を行使することが多い。

確かに体罰は、子どもの行動を短期的に抑制する効果がある程度あるかもしれないが、そうした行動による子どもの成長や発達への影響まで、十分に認識していない人も多い。“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が、子どもの成長と発達に「（非常に～どちらかと言えば）悪い影響があると思う」と回答した人は49.5%と、半数を下回った。

体罰による、子どもへの悪影響について理解を深めることは、体罰等の行使に対する認識を大きく変えるきっかけとなり得ると考えられ、今後の、更なる啓発が求められる。

➤ 子どもの頃に体罰を受けた経験

体罰の容認度と関連するもう一つの要因に、“子どもの頃に体罰を受けた経験”があった。この結果から、過去に体罰を受けた経験を持つ場合、体罰の容認に繋がりがうることが窺える。

一方で、過去に「日常的に」体罰を受けた経験があっても、過去6か月で子どもに対する体罰を「全く」行っていない養育者が52.5%いることも示されている。これらの結果は、過去の経験が、必ずしも体罰行使に繋がるとは単純にはいえず、自分の経験をどう捉えているかなどを含めてさまざまな要因が関係するという、体罰等の問題の複雑さを示しているとも考えられる。今回の調査から、「なぜ、体罰等は許されないのか（体罰等は子どもの権利の侵害であること、体罰等によって子どもの成長や発達に悪影響があること）」について、丁寧に周知や理解を図ることが重要であることが示された。

体罰を含め、家庭内における暴力は、負の連鎖につながりやすいことが指摘されるが、その連鎖を断ち切ることは、体罰等によらない子育てを推進する上で、避けて通れない重要な課題である。様々な体験を経ながら子育てをしている養育者に対して、どのような視点や支援が求められるかについて、今後、より詳細な検討と、具体的な対応の提示が求められる。

2.2.2. 今後に向けての検討 ～行動変容に繋がる啓発に向けて～

➤ 啓発のターゲット：誰に向けての情報発信か

体罰等によらない子育てを実践する当事者は養育者である。一方で、子どもは社会全体で育むべき存在であり、また、養育者が体罰を行う要因の一つが“子育てをとりまく状況（「しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャー」含む）”であることに鑑みると、養育者だけでなく、その子育てを支える国民全体の意識を変えていく必要がある。また、子育て支援や子どもの教育において、子どもや養育者と深く関わり、支える立場にある支援者や教育者は、体罰等によらない子育てについて理解しておく必要がある。

加えて、体罰を受けた頻度が高い子どもにおいて、体罰の容認度が高い傾向があることも、憂慮すべきである。体罰を受けた子ども本人の人権を守るとともに、負の連鎖（体罰を受けた経験が、将来の体罰の容認度や体罰行使に繋がりがうる）を断ち切る上でも、子ども自身に、「体罰に正当な理由などないこと、あなたは体罰等をされていい存在ではないこと」を、明確に伝えていく必要がある。

啓発のターゲットとその理由：

養育者	<ul style="list-style-type: none"> 体罰等によらない子育てを実践する当事者となる。 現状、女性よりも男性の方がより体罰の容認度が高い（男性：46.1%、女性：37.5%）傾向にあり、男性の方がより意識変容を必要としている。 より体罰行使の頻度が高い傾向にある、低年齢の子どもの養育者については、より啓発の重要度は高い。
国民	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを見守り、支える存在として、体罰等によらない子育てについての啓発が必要である。 養育者と同様、女性よりも男性が、また、40代以降の年代が体罰の容認度が高い傾向にあり、より意識変容を必要としている。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> 体罰を受ける側の当事者となりうる。 体罰の容認度は他の年代よりも低い傾向にあるが、一方で、高頻度で体罰を受けていた子どもにおいては、体罰の容認度が高い傾向が見られた。自身が受けた体罰が「必要なことである」、「当然のことである」との認識があってはならず、その点についての訴求が必要である。
支援者・教育者	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援や子どもの教育において、子どもや養育者と深く関わり、支える立場にある支援者や教育者は、体罰等によらない子育てについて深く理解しておく必要がある。

➤ 伝えるべき内容

厚労省のとりまとめや国連子どもの権利委員会の一般的意見8号・日本に対する総括所見など（上記とりまとめ文末脚注に記載）に基づき、下記の内容をバランスよく効果的に伝える必要がある。

- ① 体罰等の弊害（子どもの様々な権利を侵害すること、脳へのダメージなどの科学的知見）
- ② 体罰禁止等の内容（法律・趣旨・定義（軽いものも許されないこと）・具体例・暴言等も許されないこと）
- ③ 肯定的な子育て・教育方法
- ④ 子どもの権利・子どもの権利条約の内容
- ⑤ 対処相談方法・相談窓口など

（性別や年齢による多少の差はあるが）国民全体と養育者の意識に大きなギャップはなく、双方に伝えるべき内容はほぼ同じと考えてよい。

前述の通り、体罰を禁じる法改正について周知・啓発を行うことは当然ながら、「体罰等は許されない」との規範の自分ごと化（内面化）、ひいては体罰等に

よらない子育てに向けた行動変容を促すためには、体罰等の禁止の背景にある、「なぜ、体罰等は許されないのか（体罰等は子どもの権利の侵害であること（子どもの権利についての認識）、体罰等によって子どもの成長や発達に悪影響があること）」を含めて理解を促していくことが重要である。

伝えるべき内容：

<p>前提として 守るべき規範</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「親も含めて誰であっても、どのような場合でも、暴言等も含め軽微なものであっても、体罰等は許されない」こと。 特に、体罰を容認する状況として“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”等を含めてかなり幅広く受け止められているが、どのような状況であっても子どもの権利を侵害する理由とはならないことを明示する。
<p>なぜ体罰等は 許されないのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもは独立した人格であり、しつけのためとはいえ、体罰等は子どもの権利の侵害にあたること。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもには暴力から守られる権利があること ✓ 大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要があること ✓ 子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある 体罰等が子どもの成長と発達に悪影響を及ぼすこと
<p>子どもに 対して</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体罰に正当な理由などないこと、あなたは体罰等をされていい存在ではないこと

➤ 伝え方：啓発のアプローチ

優先度に強弱はあるにせよ、対象は養育者や子ども、支援者や教育者を含めた国民全体であり、その啓発には多面的なアプローチが必要となる。

一方、養育者や子どもは、行政サービスとの接点も多く、そうした機会を活用していくことが有効だと考えられる。

各ターゲットへの有効な啓発アプローチ：

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">養育者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に、妊娠・出産をきっかけに市民（特に母親）と行政の距離は縮まることが知られている。実際、妊娠届けやその後の妊産婦支援・パパママ教室、乳幼児健診や保育所・幼稚園への入所、就学など、ほぼ全ての養育者は、行政との多くの接点を持つ。こうした機会を積極的に活用し、啓発を行うことが有効である。 ✓ 本調査においても、年齢が低い子どもを持つ養育者ほど、体罰を行使する傾向が高いことが示されたが、出産の前後など、より早いタイミングから啓発を行っていくことが重要である。 ✓ また、現状、前述の機会への主な参加者は女性の養育者であることも多いが、意識変容がより求められるのは男性であり、男性の養育者にも情報が伝わりやすい工夫が必要となる。例えば、パパママ教室など両親が揃って参加する機会を活用する、持ち帰ってパートナーと一緒に読める資材を配布するなど有効だと思われる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国民</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一言で“国民”といってもその対象は幅広く、また、メディアも多様化している現状では、国民全体への有効なアプローチを絞ることは難しく、様々な場面で、継続してメッセージを発信することが求められる。一方、その主な目的を“子育てを見守り、支える存在”としての意識変容を図ることとするのであれば、子育て世代の生活圏における啓発には特に注力すべきである。 • その際、養育者に向けたメッセージだけでなく、周囲で“見守り、支える”人の目線を意識した伝え方が有効だと考えられる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子ども</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもに確実に情報を発信できる場として、保育施設・幼稚園・学校は極めて重要である。低年齢の子どもに対しても、養育者による体罰は行われていることに鑑みると、小学校入学前からなど早い段階からの、年齢に応じた教育が必要となる。 • 本調査においては、“暴力への予防や対応について学んだことがある”子どもは34.3%にとどまった。“暴力への予防や対応について”といった教育の、さらなる充実が求められる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支援者・教育者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援や子どもの教育に携わる支援者や教育者に確実に情報を発信できる場としては、支援者や教育者の育成やスキルアップのための場（講義や研修等）があげられる。国民において、40代以降の年代が体罰の容認度が高い傾向にあることに鑑みると、若手の育成過程だけでなく、長年現場に携わっている支援者や教育者に対しても、しっかりと情報発信していくことが重要である。

2.3. 子どもを育てやすい環境の整備

2.3.1. 現状の課題の整理

体罰の容認度といった“意識”の問題に加え、子育てをとりまく状況及び養育者の心理状態（子どものしつけについて感じる難しさや、日常におけるストレスやプレッシャー、不安など）も、体罰の行使に大きく関係していた。

体罰を行使した後で「しなければよかった」と後悔した経験を持つと回答した養育者が88.7%を占め、また、「ほぼ毎回」後悔した人が32.8%にのぼることに鑑みると、養育者においても体罰を容認していないにもかかわらず、葛藤の中で体罰を“してしまう”状況があることが推察される。実際、体罰の容認度に関わらず、子どもの性別・年齢や養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）など、子育ての負荷（及び、それと関係する心理状態）に応じて、体罰行使の状況にも差があることが、本調査においても明らかとなっている。

➤ 養育者の心理状態（しつけについて感じる難しさや日常のストレス等）

子どものしつけについて難しさを感じている養育者は70%にのぼり、また、“子どもの言動に対してイライラする”（48.6%：「（日常的に～時々）あった」）、“子育てについて、自信が持てないことがある”（47.0%：同）、“経済的な不安を感じる”（50.8%：同）など、養育者の多くが様々なストレスを感じつつ子育てと向き合っていた。

一方で、こうしたストレスを強く感じている群においては、それ以外の群に比べ、体罰を行使する傾向が高かった。特に、“しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる”について「日常的にある」と回答した群（養育者の5.7%）は、体罰の頻繁な行使（「（日常的に～時々）あった」）が41.2%と高かった。

体罰等によらない子育ての推進に向けては、意識変容によって体罰の容認度を下げるだけでは十分ではなく、子育てをとりまく状況を改善することで、養育者が感じるストレスや不安を軽減し、“してしまう”状況を防ぐことが不可欠である。

また、“してしまう”体罰においては、体罰を受けた子どもだけでなく、行った養育者の側も傷ついており、双方をケアしていく必要があることにも留意すべきである。

➤ **子育てに負荷がかかる様々な状況**

調査においては、以下の状況に該当する養育者が、子育ての難しさやストレスをより強く感じている傾向が見られた。

- 子どもの年齢が低い
- （女兒よりは）男児を育てている
- 主に“自分”が子育てを担っている

一方で、上に挙げた状況は、あくまで定量調査として把握できた傾向であり、他、労働状況や、家族による支援の有無、周囲の人との関係や経済状態など、子育てや生活に負荷がかかる状況は、多岐に亘ると考えられる。

養育者（特に、子育てを主に担っている人）が、少しでもストレスや不安を感じることなく子育てに向き合える環境を整えるためには、家族や子育てを支える周囲のサポートが不可欠である。

2.3.2. 今後、更なる検討が必要な事から

➤ **子育て及び体罰の禁止に関する啓発**

体罰に対する意識（容認度等）について、養育者だけでなく、社会全体として変えていくための啓発が重要であることは、「3.2.体罰に対する意識変容を促すために～「体罰はなぜ許されないか」についての理解～」においても触れた。

一方で、今回の調査から、養育者が、いかに周囲の目やプレッシャーを気にしつつ、子育てに向き合っているかについても、明らかとなった。

体罰等の禁止に関する啓発だけでなく、養育者が子育てに感じているストレスやプレッシャー、周囲に対して気を遣っていることも含めて、周囲の理解を促していくことが、子育てをとりまく状況を改善し、養育者の負担の軽減に繋がると考えられる。

➤ **行政による子育て支援及びその認知**

行政においても、2015年4月より子ども子育て支援新制度がスタートするなど、子育てを支援するための様々な体制整備が進められている。

一方で、養育者のストレスや不安が体罰行使に繋がっている現状に鑑みると、支援を必要とする全ての養育者に、必ずしも必要な支援や支援に関する情報が届いていない可能性が懸念される。本調査においても、子どものしつけについて難しさを感じた場合に“相談できる行政や団体の窓口を知っている”と回答したのは30.8%にとどまり、未だ支援体制の整備、もしくはその周知が十分でないことが示された。

また、支援としては、子育ての環境整備（子どもを預ける場所の確保や経済的な支援等）に加え、体罰等によらない子育てに関するノウハウを学ぶ場の提供、また、子どもの頃の経験（体罰等）については、トラウマ等の視点を踏まえたケアも必要であると考えられる。

- **子育てを助ける情報の発信：体罰等によらない子育てに関するノウハウなど**
養育者が感じているストレスの中には、“子育てに関する情報が不足している”（28.1%：「（日常的に～時々）あった」）や“子育てに関する情報が多すぎる”（32.8%：同）といった、子育てに関する情報の不足や過多に関するものもあった。

体罰を与えた状況として最も多くあがったのは“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（47.2%）であったが、体罰によらず子どもの行動を変える方法を理解すれば、体罰を避けようとする養育者も多いと考えられる。「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」においても、様々なノウハウが紹介されており、そうした情報を更に広めていく必要がある。

一方、“子育てに関する情報が多すぎる”（32.8%：同）との結果には留意が必要であり、いかにシンプルにわかりやすく、必要な情報を発信していくかについては、慎重な検討が必要である。

（体罰等によらない子育てに関するノウハウを広めるには）

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」でも紹介されている様々なノウハウは、子育ての場での実践に繋がることが重要であり、国民に対して広くその認知を広げるといっても、まずは、子育ての当事者である養育者に確実に情報を届け、理解を深めてもらうことが重要である。その位置づけや意義に加え、実践しやすい具体的なノウハウを併せて伝えていくことが求められる。

以下、有効だと考えられる周知の方法を整理する。

体罰等によらない子育てに関するノウハウの周知について：

<p>伝えるべき ターゲット</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 体罰等によらない子育てを実践する当事者である養育者 • 子育てを開始する時期（妊娠中や子どもが乳幼児の間）からの周知が望ましい。
<p>伝えるべき 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 体罰等がなぜ望ましくないのかといった前提や、その意義 • 体罰等によらない子育てを、実践しやすい具体的なノウハウ
<p>伝え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠届け後の妊産婦支援・パパママ教室、乳幼児健診や保育所・幼稚園への入所、就学などの、養育者と行政との接点を活用し、周知・教育を行うことが有効である（それよりも大きい年齢の子どもを持つ養育者への情報提供もちろん必要であるが、情報の届けやすさの観点から、優先順位を整理することも一案である）。

2.4. 被害者となり得る子どもへの教育及び支援

2.4.1. 現状の課題の整理

体罰の被害者となりうる子どもにも、“体罰等は許されない”ことについての普及・啓発が必要であることは、「3.2.体罰に対する意識変容を促すために～「体罰はなぜ許されないか」についての理解～」において検討した通りである。

一方で、より具体的に、体罰を含めた周囲からの暴力を避けるにはどうすればいいか、また、受けた際の対応方法等を知っておくことは、子どもが、自分の身を守るためにも重要な事からである。

また、最も安心できる場所であるべき家庭で危険にさらされ、「逃げ場がない」ことも極めて深刻な問題である。何らかの被害を受けた場合に、安心して相談できる先（行政や団体等の窓口を含む）がある（知っている）ことは、暴力を受けた子どもにとって、大きな救いになると思われる。

身近な大人から暴力を受けた場合に、“身近に相談できる人がいる”と回答したのは49.8%、“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”と回答したのは38.5%、“暴力への予防や対応について学んだことがある”と回答したのは34.3%であり、何の対応手段も持たない子どもも一定数存在している。

例えば、親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（日常的にあった/時々あった）においては、“身近に相談できる人がいる”に関して、「全く当てはまらない」との回答が23.9%にのぼった。そうした子どもにおいては、“相談できる行政や団体等の窓口”は、受け皿として重要な存在だと考えられる。

また、頻繁に体罰を受けていた群においては、「相談できる行政や団体等の窓口を知っている」との回答は46.5%と、それ以外の群に比べて高かったが、窓口を知らない子どもも36.6%にのぼり、更なる啓発・周知が必要だと考えられる。

2.4.2. 今後、更なる検討が必要な事から

➤ 被害を受けた際の対応等に関する学校教育の充実

子どもの年齢が低いほど、養育者が体罰を行使する頻度が高い傾向にあることには既に触れた。誰もが体罰を含めた暴力の被害者になり得ることを考えると、就学前の早い時期から、「体罰を含めた周囲からの暴力を避けるにはどうすればいいか、また、受けた際にはどのように対応すればいいか、どこに相談すればいいか」について、年齢に応じた分かりやすい教育を行っていく必要がある。

➤ **相談しやすい体制の整備及びトラウマ等の視点を踏まえたケア**

身近な大人から暴力を受けた際に、相談できる先や相談窓口がある（知っている）としても、子どもにとって、実際の相談には大きな躊躇が伴うと思われる。相談しやすい（安心して相談できる）環境の整備を進めていくことが重要である。

また、本来であれば自分を庇護し、愛情を注いでくれる存在であるはずの養育者から暴力を受けた場合、「自分が悪い子だから仕方がない」といった自尊心への影響も懸念される。その弊害を最小限に防ぐためには、体罰の行使が「親も含め、誰であっても許されないこと、軽微なものも許されないこと、暴言なども許されないこと」について、子どもにも周知を徹底するとともに、トラウマ等の視点を踏まえたケアなどの支援が必要だと考えられる。

➤ **未就学児を見守る体制整備**

また、未就学児については、保育所や幼稚園等においても虐待対応の体制整備が進んでいるが、保育や幼児教育を担う者は、子どもを守り、養育者の“気づき”を促すような対応を取っていくことが求められる。

第三章 実態把握調査報告 ～詳細～

1. 国民全体における体罰を禁じる法改正の認知と

体罰の容認度

1.1. 体罰を禁じる法改正の認知とその理解度

- 体罰が法律的に禁止されていることを「内容まで知っている」と回答したのは20.2%。子どもの養育者においても20.3%と、養育の有無によってはその認知の程度は変わらなかった。
- 「内容まで知っている」と回答した群において、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰であっても許されないこと」が86.7%（「(とてもよく～まあ) 当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が78.4%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.7%（同）と高かった。

1.1.1. 体罰の使用が法律的に禁止されていることの認知

国民（15～75歳男女）において、体罰の使用が法律的に禁止されていることを「内容まで知っている」と回答したのは20.2%、「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」が60.2%であった。養育者においても「内容まで知っている」のは20.3%であり、認知は子どもの養育の有無によらず同程度であった。

年代別にみると、20代～40代は「知らない」との回答も多かった。（表22）

表 22. 子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（性別・年代別）

	n	内容まで知っている	聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	知らない
国民全体	5000	20.2	60.2	19.6
男性	2476	△22.5	▽56.9	20.7
女性	2524	▽17.9	△63.5	18.5
10代	314	23.9	61.8	▽14.3
20代	634	20.2	▽52.1	△27.8
30代	795	18.2	▽55.5	△26.3
40代	906	18.3	▽54.9	△26.8
50代	759	17.7	△63.9	18.4
60代	894	22.0	△66.2	▽11.7
70代	698	△23.4	△67.8	▽8.9
養育者	5000	20.3	58.5	21.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.1.2. 法の内容の理解度

法律の認知と、改正法の対象となる行為者（親も含め、誰であっても許されないこと）、及び行為（軽微なものも許されないこと、暴言なども許されないこと）の理解度の関係を見てみると、「内容まで知っている」と回答した群において、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰であっても許されないこと」が86.7%（「（とてもよく～まあ）当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が78.4%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.7%（同）と高かった。（表23～25）。

表 23. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解① 体罰の行使者 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	親を含めて誰であっても、体罰の使用は許されない				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	41.1	36.0	18.4	3.6	0.9
内容まで知っている	1008	△61.8	▽24.9	▽10.3	▽2.0	1.0
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽34.2	△39.7	△21.1	△4.2	0.9
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 24. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解② 軽微な体罰 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	どのような軽いものであっても、体罰の使用は禁止される				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	29.8	35.7	25.0	7.5	1.9
内容まで知っている	1008	△49.9	▽28.5	▽14.8	▽4.8	2.1
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽23.1	△38.2	△28.5	△8.4	1.9
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 25. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解③ 暴言等 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	子どもに対する暴言などについても許されない				
		とてもよく当てはまる	まあ当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
国民全体	5000	38.0	38.2	19.2	3.8	0.7
内容まで知っている	1008	△56.7	▽29.0	▽11.6	▽1.9	0.8
聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない	3012	▽31.8	△41.3	△21.8	△4.4	0.7
知らない	980	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.2. 体罰の容認度

- 体罰を容認している（「場合によっては必要だ」との問いに「（非常に～やや）そう思う」と回答。以下、その度合いを“容認度”とする。）と回答したのは国民全体で40.2%であった。性別や年代でみると、男性や40代以降の年代でその割合は高い傾向が見られた。
- 体罰を容認する状況は、“子どもに、危険が生じる可能性があるとき”（55.9%）、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”（47.2%）、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（28.3%）、“イライラしているなど、気持ち的に余裕がない時”（10.8%）、“親の威厳を示す必要がある時”（5.9%）など多岐に亘った。
- 体罰の容認度は、“子どもの頃に体罰を受けた経験”や“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”、“子どもの権利についての認識”の程度によって差が見られた。
 - 子どもの頃に体罰を受けた頻度が高い群ほど体罰の容認度が高い傾向が見られた。「日常的にあった」群における体罰の容認度（「（非常に～やや）そう思う」）が53.5%であるのに対し、「全くなかった」群では26.5%であった。
 - “物理的な罰を与えること”による子どもへの影響を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べ、体罰の容認度が高い傾向が見られた。体罰の容認度が国民全体では40.2%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群（全体の2.3%）においては76.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」（同11.3%）においては、74.1%であった。
 - 子どもには暴力から守られる権利がある”、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”といった、具体的な子どもの権利についての認識がある群は、そうでない群に比べ、体罰に対する容認度が低い傾向が見られた。例えば、国民全体での容認度が40.2%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては、体罰の容認度は35.2%であった。
- 一方、体罰を禁じる改正法について、「内容まで知っている」群（全体の20.2%）においては、体罰を強く容認する回答（“非常に”必要だと思う）と、全く容認しない回答（“全く”必要だと思わない）、双方への偏りが見られた。

1.2.1. 体罰の容認度

子どもに体罰を与えることを、場合によっては必要だと思うか（以下、“容認度”とする）を尋ねたところ、「（非常に～やや）そう思う」と回答したのは40.2%であった。女性より男性の容認度が高い傾向が見られた。また、年代別では、30代以下は若い世代ほど容認度が低く、一方で、40代以降は同等に高めの傾向が見られた。（表26）

表 26. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか（性別・年代別）

	n	非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
男性	2476	△5.0	△12.5	27.1	▽26.4	▽14.5	▽14.5
女性	2524	▽2.0	▽8.3	25.5	△29.8	△16.6	△17.7
10代	314	3.2	▽4.5	▽15.9	▽23.2	16.6	△36.6
20代	634	4.6	11.0	▽20.7	26.0	16.7	△21.0
30代	795	4.4	10.9	24.0	27.3	14.8	△18.5
40代	906	△4.9	10.2	△29.2	30.5	▽12.9	▽12.4
50代	759	3.6	12.1	△29.5	28.6	13.3	▽12.9
60代	894	▽1.9	10.1	26.0	30.0	17.4	14.7
70代	698	▽1.7	10.7	△31.8	27.2	△18.3	▽10.2
養育者	5000	△4.0	10.3	27.4	△30.5	▽13.6	▽14.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

具体的な行為の容認度を尋ねたところ、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”との回答が42.3%（「（非常に～やや）そう思う」），“自室やベランダ、押し入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”が13.9%（同），“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”が12.0%（同）であった（表27）。

*但し、“物理的な罰”については、単純に「たたくなど」を指しているのに対し、“言葉による罰”については「心理的に追い詰める」、「自由の制限」については「大きく」といった表現の選択肢となっており、単純比較はできないことに留意。

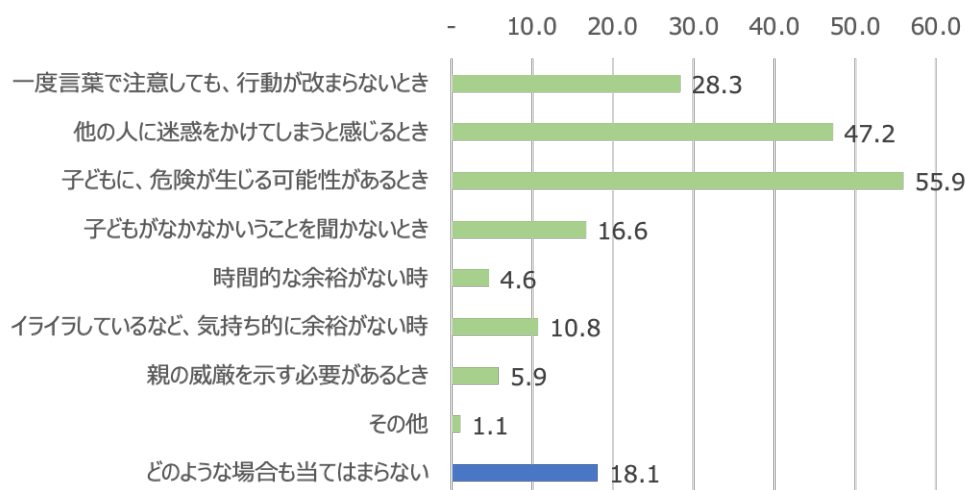
表 27. しつけとして次のようなことを行うことは、場合によっては必要だと思うか (n=5,000)

	非常に そう思う	そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	全くそう 思わない
生活の中で子どもの意見や思いに耳を傾けたり 尊重すること	49.2	30.4	12.5	4.3	1.5	2.1
子どもの望ましい行動を積極的に ほめたり認めたりすること	49.8	29.5	12.9	4.4	1.5	2.0
なぜその行動がいけないのか言い聞かせること	51.9	28.3	11.9	4.4	1.4	2.1
テレビを見ることや外出など、子どものしたいこと を禁じたり、お小遣いを減らすなど、子どもに何ら かの我慢をさせること	5.8	16.9	35.9	19.7	11.0	10.7
自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子ど もの自由を大きく制限すること	1.6	3.1	9.1	18.6	20.5	47.0
怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つ く言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理 的に追い詰めること	1.8	3.3	7.0	14.8	21.9	51.2
お尻や手の甲をたたくなど、 子どもに物理的に罰を与えること	3.3	10.0	29.0	21.0	15.5	21.1

1.2.2. 体罰を容認する状況

子どもに何らかの体罰を与える場合があるのはどのようなときかを尋ねたところ、“子どもに、危険が生じる可能性があるとき” (55.9%)、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時” (47.2%)、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき” (28.3%) や “子どもがなかなかいうことを聞かないとき” (16.6%) といった、子どもの行動を早く改めたい場合の割合が高い。また、“イライラしているなど、気持ち的に余裕がない時” (10.8%)、“親の威厳を示す必要がある時” (5.9%) といった親本意の状況の回答も一定割合あった。“どのような場合も当てはまらない” との回答は 18.1%にとどまった。(図 10)

図 10. 子どもになんらかの罰または体罰を与える場合があるのは、どのようなときか (複数回答) (n=5,000)



1.2.3. 体罰を禁止する法の認知と容認度

体罰を禁止する法の認知と容認度の関係を見ると、法律の認知があると回答した群が必ずしも体罰の容認度が低いとはいえず、「内容まで知っている」群（全体の20.2%）においては、他の群（「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」・「知らない」）に比べ、体罰を強く容認する回答（“非常に”必要だと思う）と、全く容認しない回答（“全く”必要だと思わない）、双方への偏りが見られた（表28）。

表28. 体罰を禁止する法の認知 × 体罰の容認度 クロス

子育てにおける体罰の使用が法的に禁止されていることを知っているか	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
内容まで知っている	1008	△7.1	12.0	▽21.4	▽21.3	16.1	△22.0
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	3012	▽2.4	10.4	△27.9	28.9	16.3	▽14.2
知らない	980	3.2	8.9	26.5	△32.8	▽12.7	16.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

1.2.4. 体罰の容認度と関連する要因

▶ 子どもの頃に体罰を受けた経験

18歳以下の子どもの頃に“親などの親権者等から体罰を受けたこと”が1回以上「あった」と回答したのは、国民全体の59.4%であった。また、同様に“親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと”が1回以上「あった」と回答したのは、48.9%であった。いずれの体罰も、女性よりも男性が、年代別にみると40代以降が、その頻度が高い傾向が見られた。（表29、表30）

表29. 親などの親権者等から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
国民全体	5000	7.5	31.0	20.9	40.6
男性	2476	7.2	△35.0	20.8	▽37.0
女性	2524	7.8	▽27.1	20.9	△44.2
10代	314	7.6	▽23.6	18.5	△50.3
20代	634	6.5	▽24.0	▽17.8	△51.7
30代	795	8.6	32.5	19.1	39.9
40代	906	△10.5	33.7	21.9	▽34.0
50代	759	△9.7	△38.2	20.9	▽31.1
60代	894	▽5.7	33.7	23.0	▽37.6
70代	698	▽3.3	▽24.4	22.5	△49.9

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 30. 親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
国民全体	5000	5.6	24.1	19.2	51.1
男性	2476	△7.4	△30.9	△21.4	▽40.3
女性	2524	▽3.8	▽17.5	▽17.1	△61.6
10代	314	3.8	▽8.6	▽14.3	△73.2
20代	634	4.9	▽17.4	▽15.9	△61.8
30代	795	5.8	23.9	19.6	50.7
40代	906	△8.5	△33.2	18.5	▽39.7
50代	759	△8.2	△36.8	△22.4	▽32.7
60代	894	4.4	▽20.5	△21.7	53.5
70代	698	▽1.7	▽16.8	18.2	△63.3

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

自身が体罰を受けた経験と体罰の容認度の関係を見てみると、子どもの頃に体罰を受けた頻度が高い群は、そうでない群に比べて、体罰の容認度が高い傾向が見られた。例えば、「日常的にあった」群における体罰の容認度（「（非常に～やや）そう思う」）が53.5%であるのに対し、「全くなかった」群では26.5%であった（表31）。

表 31. 親などの親権者等から体罰を受けたこと × 体罰の容認度 クロス

親などの親権者等から 体罰を受けたこと	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
日常的にあった	376	△14.1	△14.4	25.0	▽18.1	▽9.8	18.6
時々あった	1550	△4.7	△14.7	△34.2	▽24.9	▽11.0	▽10.5
1～2回あった	1043	▽1.4	9.4	△31.2	△30.8	15.3	▽11.9
全くなかった	2031	▽1.6	▽6.9	▽18.0	△31.1	△20.2	△22.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識

身近な大人から受けるなんらかの行為によって、子どもの成長と発達にどのような影響があると思うかを尋ねたところ、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が、子どもの成長と発達に「（非常に～どちらかと言えば）悪い影響があると思う」と回答したのは49.5%であった。一方で、「どちらとも言えない」との回答も36.9%と多く、「（非常に～どちらかと言えば）良い影響がある」と回答した人も13.6%であった。（図11）

性別・年齢ごとにみると、男性よりも女性の方が「（非常に～どちらかと言えば）悪い影響があると思う」と回答した傾向が強く、また、10～20代の若い年代もその傾向が強い（表32）。

図 11. お父さんやお母さん、身近な大人から、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与え”られることは、子どもの成長発達にどのような影響があると思うか (n=5,000)

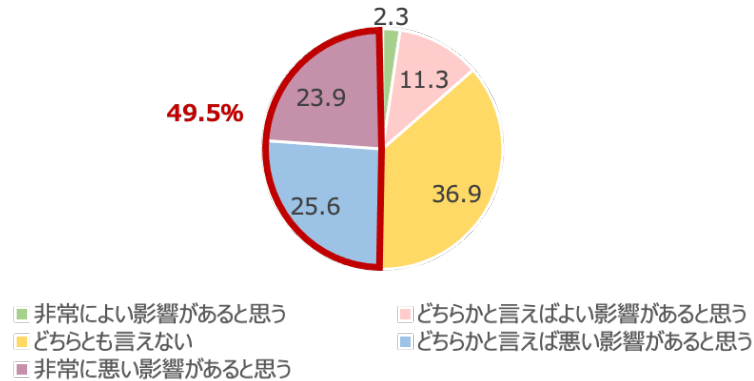


表 32. お父さんやお母さん、身近な大人から“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与え”られることは、子どもの成長発達にどのような影響があると思うか (性別・年代別)

“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”をされることは、
子どもの成長発達にどのような影響があると思うか

	n	非常に よい影響が あると思う	どちらかと言え ばよい影響が あると思う	どちらとも 言えない	どちらかと言え ば悪い影響があ ると思う	非常に 悪い影響が あると思う
養育者全体	5000	2.3	11.3	36.9	25.6	23.9
男性	2476	△2.8	△13.6	37.6	▽23.9	▽22.1
女性	2524	▽1.9	▽9.0	36.3	△27.3	△25.6
10代	314	2.9	8.0	▽20.4	26.4	△42.4
20代	634	3.3	12.3	▽32.6	▽20.8	△30.9
30代	795	△3.5	9.8	36.0	24.3	26.4
40代	906	2.4	10.2	37.7	27.3	22.4
50代	759	1.7	11.1	△42.0	22.9	22.3
60代	894	1.7	12.5	38.0	26.8	▽20.9
70代	698	▽1.3	△13.5	△41.1	△30.5	▽13.6
養育者	5000	1.7	▽7.5	▽33.9	△27.6	△29.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

“物理的な罰を与えること”を含めた、いくつかの行為類型に関する、子どもの成長と発達への影響の認識を表 33 に示す。“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”(75.6%)や、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”(81.0%)の方が、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”(49.5%)よりも「(どちらかと言えば～非常に)悪い影響がある」と回答する割合が高い。

表 33. お父さんやお母さん、身近な大人から、以下の行為をされることは、子どもの成長発達にどのような影響があると思うか (n=5,000)

	非常に よい影響が あると思う	どちらかと 言えば よい影響が あると思う	どちらとも 言えない	どちらかと 言えば 悪い影響が あると思う	非常に 悪い 影響が あると思う
生活の中で子どもの意見や思いに 耳を傾けたり尊重すること	56.3	28.3	11.0	2.2	2.2
子どもの望ましい行動を積極的にほめたり 認めたりすること	56.4	27.8	11.6	2.4	1.8
なぜその行動がいけないのか言い聞かせるこ と	48.9	33.9	13.0	2.6	1.6
テレビを見ることや外出など、子どものしたい ことを禁じたり、お小遣いを減らすなど、子ども に何らかの我慢をさせること	3.7	19.9	42.9	21.2	12.3
自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、 子どもの自由を大きく制限すること	1.8	4.7	17.9	26.9	48.7
怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷 つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で 心理的に追い詰めること	1.9	4.5	12.5	20.4	60.7
お尻や手の甲をたたくなど、 子どもに物理的に罰を与えること	2.3	11.3	36.9	25.6	23.9

“物理的な罰を与えること”による子どもへの影響についての認識と体罰の容認度の関係を見ると、子どもへの影響を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べて、体罰の容認度が高い傾向が見られた。体罰の容認度が国民全体では40.2%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群(全体の2.3%)においては76.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」(同11.3%)においては、74.1%であった(表34)。

表 34. “物理的な罰を与えること”による子どもへの影響 × 体罰の容認度 クロス

物理的な罰を与えること”に よる子どもへの影響	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
非常によい影響があると思う	117	△38.5	△23.1	▽14.5	▽12.0	▽4.3	▽7.7
どちらかと言えばよい影響が あると思う	563	△9.8	△29.0	△35.3	▽15.1	▽7.1	▽3.7
どちらとも言えない	1845	▽2.2	△13.2	△40.6	29.2	▽9.4	▽5.4
どちらかと言えば悪い影響 があると思う	1282	▽0.9	▽4.6	▽20.7	△38.9	△23.6	▽11.3
非常に悪い影響があると思う	1193	▽1.8	▽2.3	▽7.1	▽22.5	△21.6	△44.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 子どもの権利についての認識と、子どもの権利条約の認知

子どもの権利についてどのように考えるかを尋ねたところ、“子どもには暴力から守られる権利がある”に「当てはまる」と回答したのが72.9%、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”が61.0%(同)、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”が52.1%(同)という

結果であった（図 12）。性別・年代ごとにみると、男性よりも女性の方が、また、より高い年代の方が、子どもの権利の認識が高い傾向が見られた（“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”についてのみ、10代が高い）（表 35）。

また、これらの権利について「当てはまる」と回答した群における体罰の容認度は、そうでない群に比べて、低い傾向が見られた。例えば、国民全体において体罰を容認している割合が 40.2%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては 35.2%であった（表 36）。

図 12. 子どもの権利についてどのように考えるか（複数回答）（n=5,000）

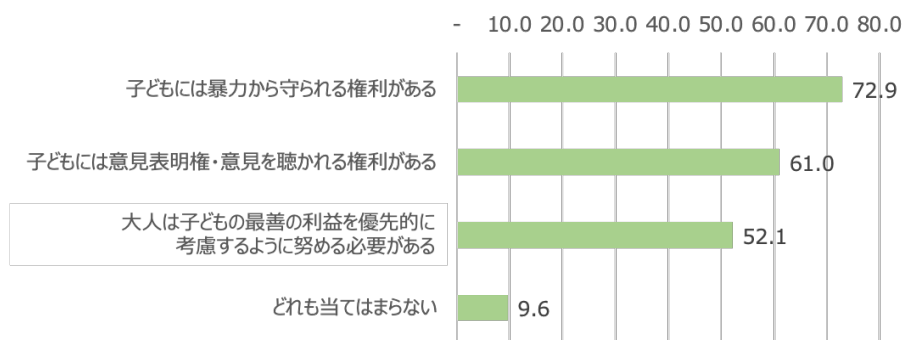


表 35. 子どもの権利についてどのように考えるか（性別・年代ごと）

	n	子どもの権利についてどのように考えるか			
		子どもには暴力から守られる権利がある	子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある	大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある	どれも当てはまらない
国民全体	5000	72.9	61.0	52.1	9.6
男性	2476	▽66.6	▽56.9	▽49.4	△12.0
女性	2524	△79.0	△65.1	△54.8	▽7.3
10代	314	77.1	△72.6	▽40.8	8.0
20代	634	▽59.6	58.8	▽41.5	△19.1
30代	795	▽65.3	60.1	▽47.5	△14.5
40代	906	▽70.1	▽57.0	51.1	11.0
50代	759	73.1	61.4	△56.9	7.8
60代	894	△81.7	62.4	△58.9	▽4.3
70代	698	△83.7	61.9	△59.6	▽3.2
養育者	5000	71.9	62.1	53.9	9.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 36. 子どもの権利についての認識 × 体罰の容認度 クロス

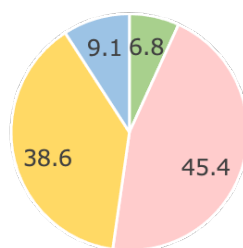
子どもの権利についての認識	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
子どもには暴力から守られる権利がある	3643	▽2.6	▽8.6	▽24.0	28.6	△17.7	△18.6
子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある	3051	▽2.6	▽9.1	▽25.2	28.0	△17.0	△18.1
大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある	2607	▽2.6	▽8.9	▽24.5	28.4	△16.9	△18.7
どれも当てはまらない	480	△6.5	12.3	27.7	27.3	▽11.5	14.8

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

一方、子どもの人権・権利、子どもの権利条約の認知を尋ねたところ、「子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている」と回答したのは6.8%にとどまり、「子どもの権利も子どもの権利条約も知らない」が38.6%にのぼった(図13)。

子どもの権利、子どもの権利条約について認知と体罰の容認度の関係を見たところ、認知がある群が、そうでない群に比べて、必ずしも体罰の容認度が低いとはいえ、「子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている」群(全体の6.8%)は、他の群に比べ、体罰を強く容認する回答(“非常に”必要だと思う)と、全く容認しない回答(“全く”必要だと思わない)、双方への偏りが見られた(表37)。

図 13. 子どもの人権・権利、子どもの権利条約について知っているか (n=5,000)



- 子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている
- 子どもの権利、子どもの権利条約について聞いたことはあるが子どもの権利条約の4原則までは知らない
- 子どもの権利も子どもの権利条約も知らない
- 答えられない

表 37. 子どもの人権・権利、子どもの権利条約の認知 × 体罰の容認度 クロス

子どもの人権・権利、 子どもの権利条約の認知	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
国民全体	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1
子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている	341	△13.5	10.3	▽15.2	▽18.8	14.1	△28.2
子どもの権利、子どもの権利条約について聞いたことはあるが子どもの権利条約の4原則までは知らない	2272	▽2.0	10.1	26.6	28.9	16.4	16.0
子どもの権利も子どもの権利条約も知らない	1930	3.5	11.3	△28.1	28.3	15.2	▽13.6
答えられない	457	3.1	8.3	25.4	30.4	14.0	18.8

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2. 養育者による子どもへの体罰の実態

2.1. 過去6か月の体罰行使の実態

- 過去6か月以内に一度でも体罰を与えたことがあると回答した養育者は33.5%にのぼる。
 - ✓ 男性よりも女性、また、20代～40代の比較的若い年代において、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。
 - ✓ 具体的な行為としては、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が28.4%、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”は28.1%、“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”は9.6%であった。
- 体罰を行使する状況は、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（47.2%）、“子どもにとって危険があるとき”（43.6%）、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”（36.6%）、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”（32.7%）といった、子どもの行動を変えることを主な目的とする状況が割合としては高い。“子どもの言動にイライラしたとき”（20.2%）や“自分に、他にしなければいけないことがあるとき”（8.5%）や“親の威厳を示す必要があるとき”（7.5%）といった、親本位の状況も一定数見られる。“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”や“親の威厳を示す必要があるとき”は男性により多く、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”や“子どもの言動にイライラしたとき”は女性により多いなど男女による傾向の違いも見られた。
- 子どもに体罰を与えた後、体罰を行った養育者の88.7%が何らかの後悔を感じていると回答した。

2.1.1. 過去6か月の体罰行使の状況

18歳以下の子どもの養育者に、過去6か月以内に子どもに体罰を与えたことがあるかを尋ねたところ、1回以上「ある」と回答したのは33.5%であった。そのうち、“日常的に”体罰を行っていると回答したのは2.3%、“ときどき”あったと回答したのは12.5%であった。（図14）

性別・年代ごとにみると、男性よりも女性、また、20代～40代の比較的若い年代で体罰行使の頻度が高い傾向が見られた（表38）。

図 14. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、子どもに体罰を与えたことがあるか。(n=5,000)

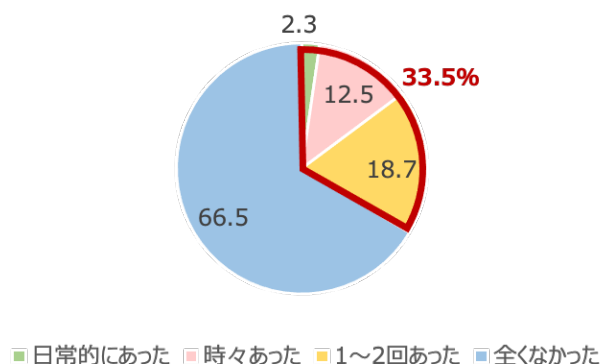


表 38. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして、子どもに体罰を与えたことがあるか (性別・年代ごと)

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
男性	2476	2.6	▽11.1	▽16.2	△70.1
女性	2524	2.0	△13.9	△21.2	▽62.9
10代	9	11.1	22.2	22.2	44.4
20代	212	△6.1	17.0	17.0	59.9
30代	1170	3.8	△19.6	21.3	▽55.4
40代	2378	3.5	△18.8	△21.7	▽56.0
50代	1124	▽1.4	▽12.9	▽17.8	△67.9
60代	102	2.9	12.7	20.6	63.7
70代	5	-	20.0	20.0	60.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.1.2. 過去6か月以内にしつけとして行なった具体的な行為

過去6か月以内にしつけとして行なった具体的な行為を尋ねたところ、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”を1回以上行ったのは28.4%、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”は28.1%、“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”も9.6%にのぼった(表 39)。

表 39. 過去6か月以内に、子どもに正しい行動を教えたり、なんらかの問題に対処するためのしつけとして行った行為 (n=5,000)

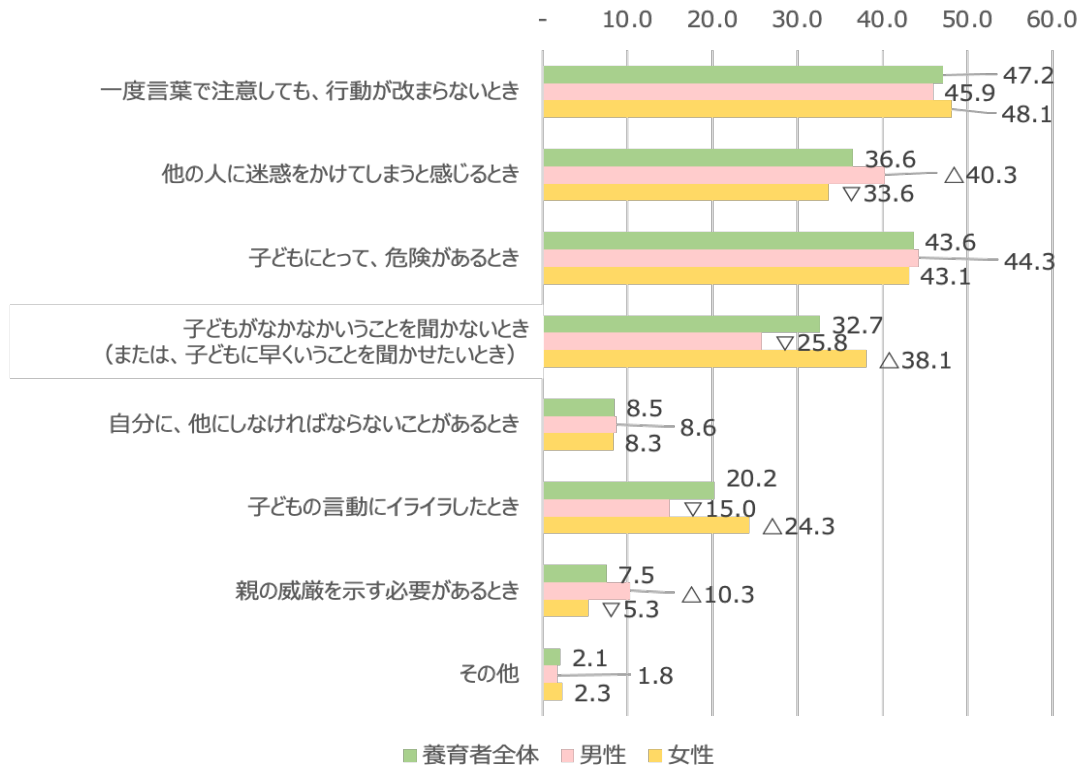
	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
生活の中で子どもの意見や思いに耳を傾けたり尊重すること	39.8	35.6	8.9	15.8
子どもの望ましい行動を積極的にほめたり認めたりすること	39.0	36.3	9.9	14.8
なぜその行動がいけないのか言い聞かせること	23.9	35.8	18.0	22.2
テレビを見ることや外出など、子どもがしたいことを禁じたり、お小遣いを減らすなど、子どもに何らかの我慢をさせること	3.2	17.5	20.5	58.8
自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること	1.5	3.4	4.7	90.4
怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること	1.6	9.5	17.0	71.9
お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること	1.9	9.6	16.9	71.6

2.1.3. 体罰を与えた状況

体罰を与えた状況としては“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき” (47.2%)、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき” (32.7%)、“子どもにとって危険があるとき” (43.6%)、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じるとき” (36.6%) といった、子どもの行動を変えることを主な目的とする状況が割合としては高い。“子どもの言動にイライラしたとき” (20.2%) や“自分に、他にしなければいけないことがあるとき” (8.5%) や“親の威厳を示す必要があるとき” (7.5%) といった、親本位の状況も一定数見られる。

また、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じるとき” や“親の威厳を示す必要があるとき” は男性により多く、“子どもがなかなかいうことを聞かないとき” や“子どもの言動にイライラしたとき” は女性により多いなど、男女で体罰を与えた状況の傾向には違いがみられた。(図 15)

図 15. 過去6か月以内に、子どもに体罰を与えた状況（複数回答）
 (n=1,677：過去6か月で体罰を1回以上行なった人)

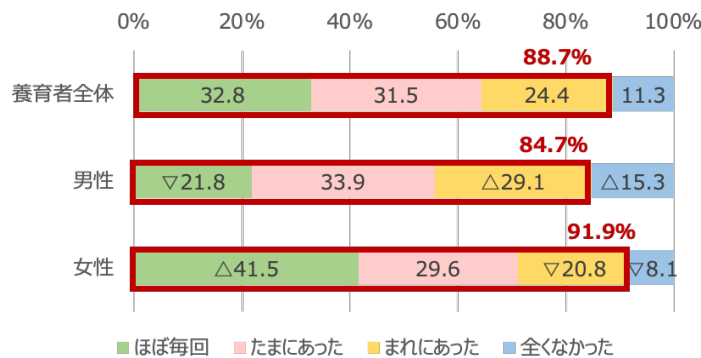


*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.1.4. 体罰を与えた後の後悔

一方、子どもに体罰を与えた後、しなければよかったと後悔した経験が「まったくなかった」との回答は11.3%にとどまり、体罰を行った養育者の多く(88.7%)が何らかの後悔を感じていることが示された。体罰を行う側も、必ずしも体罰が適切な行為だとは思っていないことが推察できる。また、男女ごとに見ると、女性の方がより後悔を感じる傾向が強かった。(図 16)

図 16. 体罰を与えた後、しなければよかったと思ったこと
 (n=1,677：過去6か月で体罰を1回以上行なった人)



*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.2. 法改正の認知とその理解度、法改正について感じていること

- 体罰が法律的に禁止されていることを、「内容まで知っている」と回答した養育者は20.3%であった。法を「内容まで知っている」と回答した群においては、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰であっても許されないこと」が87.4%（「（とてもよく～まあ）当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が82.0%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.1%（同）と高かった。
- 一方で、法改正に関しては、“体罰の範囲がどこまでなのかわからない”（52.3%）や、“しつけのための軽い体罰であっても、罰せられる恐れがある”（48.9%），“今回の改正法により、子育てにさらに、不安やプレッシャーを感じる”（30.5%）といった不安も聞かれた。
- 法律の認知がある群における体罰行使の頻度は、認知がない群に比べ、高い傾向が見られた。「内容まで知っている」と回答した群（全体の20.3%）においては、過去6ヶ月の体罰が「日常的にあった」が6.0%（養育者全体では2.3%）、「時々あった」が14.5%（同：12.5%）であった。この点は、「法の認知と体罰の行使についての考察」（P28）を参照されたい。

2.2.1. 体罰の使用が法律的に禁止されていることの認知と内容の理解度

養育者において、体罰の使用が法律的に禁止されていることを「内容まで知っている」と回答したのは20.3%、「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」が58.5%と、国民全体の傾向とほぼ同じであった（表40）。

法を「内容まで知っている」と回答した群においては、改正法の対象となる行為者及び行為についての理解は、「親も含め、誰であっても許されないこと」が87.4%（「（とてもよく～まあ）当てはまる」）、「軽微なものも許されないこと」が82.0%（同）、「暴言なども許されないこと」が85.1%（同）と高かったのも、国民全体と同様であった。（表41～43）。

表 40.子育てにおける体罰の使用が法律的に禁止されていることを知っているか（性別・年代別）

	n	内容まで知っている	聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	知らない
養育者	5000	20.3	58.5	21.2
男性	2476	21.4	▽55.8	△22.8
女性	2524	19.3	△61.1	▽19.7
10代	9	22.2	66.7	11.1
20代	212	△28.3	52.4	19.3
30代	1170	21.4	56.5	22.1
40代	2378	▽18.0	△60.2	21.8
50代	1124	21.5	57.7	20.7
60代	102	△29.4	63.7	▽6.9
70代	5	△60.0	20.0	20.0
国民全体(参考)	5000	20.2	60.2	19.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 41. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解① 体罰の行使者 クロス

子育てにおける体罰の 使用が法律的に禁止され ていることを知っているか	n	親を含めて誰であっても、体罰の使用は許されない				
		とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
養育者	5000	42.0	34.2	19.3	3.5	1.0
内容まで知っている	1016	△63.5	▽23.9	▽9.8	▽1.8	1.0
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	2924	▽34.5	△37.8	△22.6	△4.0	1.0
知らない	1060	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 42. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解② 軽微な体罰 クロス

子育てにおける体罰の 使用が法律的に禁止され ていることを知っているか	n	どのような軽いものであっても、体罰の使用は禁止される				
		とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
養育者	5000	32.5	34.2	25.5	6.4	1.5
内容まで知っている	1016	△53.3	▽28.7	▽13.5	▽2.8	1.7
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	2924	▽25.2	△36.0	△29.7	△7.6	1.4
知らない	1060	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 43. 体罰を禁止する法の認知 × 法の理解③ 暴言等 クロス

子育てにおける体罰の 使用が法律的に禁止され ていることを知っているか	n	子どもに対する暴言などについても許されない				
		とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
養育者	5000	37.4	36.2	21.9	3.6	0.8
内容まで知っている	1016	△57.2	▽27.9	▽12.3	▽2.0	0.7
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	2924	▽30.6	△39.2	△25.2	△4.2	0.8
知らない	1060	-	-	-	-	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.2.2. 法改正の認知と体罰行使の頻度

一方、法律の認知がある群が必ずしも体罰の容認度が低いとはいえないことには国民全体において既に触れたが、体罰行使の頻度については、法律の認知がある群が、そうでない群に比べて、高い傾向が見られた。「内容まで知っている」と回答した群（全体の20.3%）においては、過去6ヶ月の体罰が「日常的にあった」が6.0%（養育者全体では2.3%）、「時々あった」が14.5%（同：12.5%）であった（表44）。この点は、「法の認知と体罰の行使についての考察」（P28）を参照されたい。

表 44. 体罰禁止の法律の認知 × 過去6か月の体罰行使頻度 クロス

育てにおける体罰の使用が 法的に禁止されていることを 知っているか	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
内容まで知っている	1016	△6.0	△14.5	17.9	▽61.6
聞いたことはあるが、 詳しい内容は知らない	2924	▽1.3	12.8	19.6	66.3
知らない	1060	▽1.4	▽10.0	17.1	△71.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.2.3. 法改正について感じていること

改正法についてどのように感じているかを尋ねたところ、“子どもの権利を守るために必要な法律だと思う”（60.0%：「（非常に～まあ）そう思う」）、“この法律の趣旨は、体罰を含めた脅しによる子育てを行わないように周知することにある”（52.6%：同）が過半数を占めた。一方で、“体罰の範囲がどこまでなのかわからない”（52.3%：同）や、“しつけのための軽い体罰であっても、罰せられる恐れがある”（48.9%：同）、“今回の改正法により、子育てにさらに、不安やプレッシャーを感じる”（30.5%：同）といった不安も聞かれた。

（表 45）

表 45. 改正法についてどのように感じているか (n=5,000)

	非常に そう思う	まあ そう思う	どちら とも 言えない	あまり そう 思わない	全くそう 思わない	わからな い・判断 できない
子どもの権利を守るために 必要な法律だと思う	24.4	35.6	24.7	7.8	3.1	4.4
しつけのための軽い体罰であっても、 罰せられる恐れがある	14.3	34.6	29.0	10.6	4.2	7.3
体罰を行った養育者を罰するための 法律ではない	6.4	18.9	36.9	14.7	11.1	12.0
この法律の趣旨は、体罰を含めた脅しによる 子育てを行わないように周知することにある	16.2	36.3	27.2	9.3	4.1	6.8
もっと前から、体罰は法律で 禁止されていると思っていた	9.3	22.6	28.9	18.2	14.1	6.8
今回の改正法により、子育てにさらに、 不安やプレッシャーを感じる	9.9	20.5	27.8	18.6	17.6	5.5
体罰の範囲がどこまでなのかわからない	17.2	35.1	24.7	10.6	7.5	4.9

2.3. 体罰に対する意識 ～体罰の容認度～

- 体罰の容認度が高い群は、そうでない群に比べて、過去6か月における体罰行使の頻度も高い傾向が見られた。
- “子どもの頃に体罰を受けた経験”や“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”、“子どもの権利についての認識”といった要因は、その程度によって、容認度に差が見られたが、同様に、体罰行使の頻度にも差が見られた。
 - 子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べて、子どもへの体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。過去6か月で“日常的に～時々”体罰を行使したのは、自身が日常的に体罰を受けていた群で32.9%、全く受けたことがない群で7.4%であった。
 - 身近な大人から体罰等の行為を受けることによる“子どもの成長と発達への影響”を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べて、その行為の行使頻度が高い傾向が見られた。養育者全体における過去6か月の体罰の頻繁な行使（日常的に～時々あった）は11.5%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群（全体の2.3%）においては51.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」（同11.3%）においては、34.8%であった。
 - “子どもには暴力から守られる権利がある”、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”といった、具体的な子どもの権利についての意識がある群は、そうでない群に比べて、過去6か月の体罰行使の頻度が低い傾向が見られた。養育者全体における過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使（「（日常的に～時々）あった」）が14.8%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては、11.7%であった。

2.3.1. 体罰の容認度

養育者における体罰の容認度は「（非常に～やや）そう思う」で41.7%（図17）にのぼり、国民全体における傾向とほぼ同様であった（図17）。

性別・年代ごとにみても、女性よりも男性における容認度が高い傾向が見られた。年代については、ばらつきがあり、明確な傾向はみられなかった（表46）。

図 17. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (n=5,000)

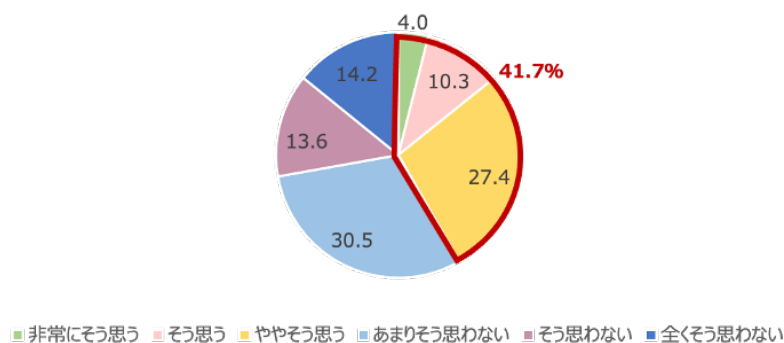


表 46. 子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか (性別・年代ごと)

	n	非常に そう思う	そう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
養育者全体	5000	4.0	10.3	27.4	30.5	13.6	14.2
男性	2476	△5.5	△12.7	27.9	▽28.5	▽12.6	▽12.9
女性	2524	▽2.5	▽8.0	27.0	△32.5	△14.7	△15.5
10代	9	-	△33.3	11.1	22.2	11.1	22.2
20代	212	△10.8	11.8	21.7	▽22.2	11.3	△22.2
30代	1170	3.8	10.9	27.1	28.3	15.2	14.8
40代	2378	3.7	9.9	△28.8	31.5	12.9	▽13.2
50代	1124	3.5	9.9	26.8	32.4	13.9	13.6
60代	102	4.9	12.7	19.6	30.4	11.8	20.6
70代	5	-	20.0	20.0	-	△60.0	-

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.3.2. 体罰の容認度と過去6か月における行使

体罰の容認度と体罰の行使の関係を見てみたところ、体罰の容認度が高い群は、そうでない群に比べて、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた(表47)。

表 47. 体罰の容認度 × 過去6か月の体罰行使の頻度 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
非常にそう思う	198	△26.3	△23.7	14.6	▽35.4
そう思う	515	△4.7	△33.0	△24.7	▽37.7
ややそう思う	1372	▽1.3	△18.9	△26.5	▽53.3
あまりそう思わない	1525	▽0.9	▽7.0	18.6	△73.5
そう思わない	681	▽0.3	▽4.1	▽13.2	△82.4
全くそう思わない	709	▽0.7	▽2.3	▽5.9	△91.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.3.3. 具体的行為の容認度

具体的な行為の容認度を尋ねたところ、“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が39.5%（「（非常に～やや）そう思う」）、“自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること”が14.5%（同）、“怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること”が13.9%（同）と、国民全体における傾向とほぼ同様であった（表48）。

* “物理的な罰”については、単純に“たたくなど”を指しているのに対し、“言葉による罰”については“心理的に追い詰める”、“自由の制限”については“大きく”といった表現の選択肢となっており、単純比較はできないことに留意。

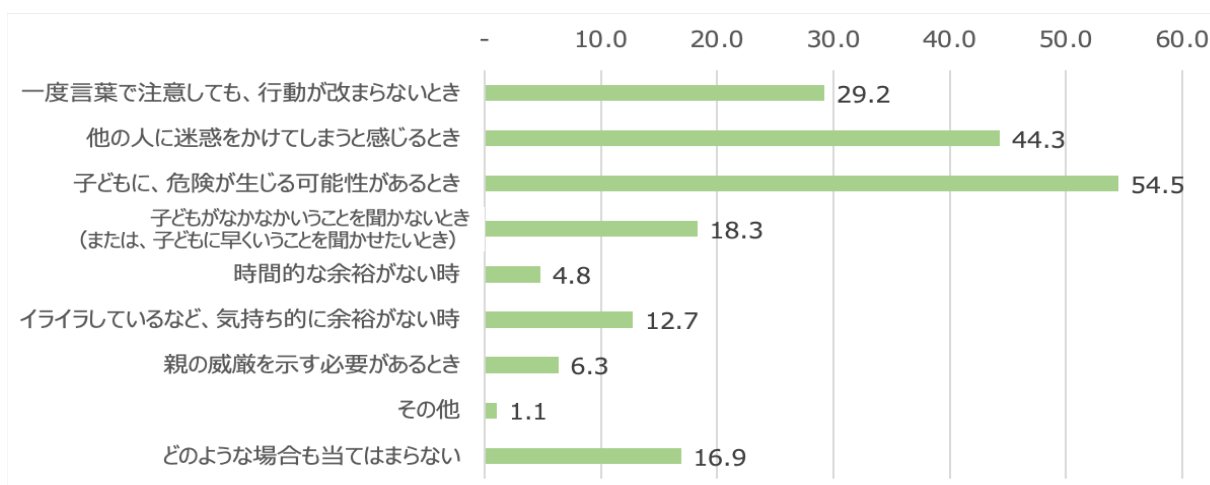
表48. しつけとして次のようなことを行うことは、場合によっては必要だと思うか（n=5,000）

(養育者)	非常に そう思う	そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	全くそう 思わない
生活の中で子どもの意見や思いに耳を傾けたり尊重すること	52.2	28.1	11.9	4.6	1.4	1.8
子どもの望ましい行動を積極的にほめたり認めたりすること	52.2	28.0	11.9	4.9	1.1	1.8
なぜその行動がいけないのか言い聞かせること	51.4	28.2	12.3	4.9	1.5	1.7
テレビを見ることや外出など、子どものしたいことを禁じたり、お小遣いを減らすなど、子どもに何らかの我慢をさせること	5.7	16.7	36.8	19.4	10.7	10.6
自室やベランダ、押入れに閉じ込めるなど、子どもの自由を大きく制限すること	1.6	3.6	9.3	16.3	18.7	50.4
怒鳴りつけたり、「だめな子だ」など子どもが傷つく言葉をいうなど、子どもを否定的な言葉で心理的に追い詰めること	1.8	3.8	8.3	17.8	20.2	48.1
お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること	3.4	9.5	26.6	21.5	16.4	22.6

2.3.4. 体罰を容認する状況

子どもに何らかの体罰を与えることを容認する状況について尋ねたところ、“子どもに、危険が生じる可能性があるとき”（54.5%）、“他の人に迷惑をかけてしまうと感じる時”（44.3%）が割合として高く、“一度言葉で注意しても、行動が改まらないとき”（29.2%）や“子どもがなかなかいうことを聞かないとき”（18.3%）が続く。また、“イライラしているなど、気持ち的に余裕がない時”（12.7%）、“親の威厳を示す必要がある時”（6.3%）といった親本意の状況の回答も一定割合あった。“どのような場合も当てはまらない”との回答は16.9%にとどまった。（図18）

図 18. 子どもになんらかの罰または体罰を与える場合があるのは、どのようなときか（複数回答）
 (n=5,000)



2.3.5. 体罰の容認度及び過去6か月の体罰行使の頻度と関連する要因

“自身が子どもの頃に体罰を受けた経験”・“体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識”・“子どもの権利についての認識”の程度によって、体罰の容認度に差が見られたのは、国民全体の傾向で確認した通りである。

ここでは、それぞれの要因の程度と過去6か月の体罰行使の頻度を示す。

➤ 自身が子どもの頃に体罰を受けた経験

18歳以下の子どもの頃、親などの親権者等から一度でも体罰を受けたことが「あった」（「(日常的に~1~2回)あった」）と回答したのは、養育者の60.5%であった(表49)。

表 49. 親などの親権者等から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者	5000	7.9	31.4	21.2	39.5
男性	2476	7.5	△34.5	21.4	▽36.7
女性	2524	8.4	▽28.4	21.0	△42.2
10代	9	△33.3	44.4	11.1	11.1
20代	212	11.3	▽21.2	19.3	△48.1
30代	1170	7.2	30.9	20.0	△42.0
40代	2378	8.2	31.5	22.2	38.1
50代	1124	7.7	△34.2	20.2	37.9
60代	102	▽2.0	24.5	27.5	46.1
70代	5	20.0	40.0	20.0	20.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

子どもの頃に体罰を受けた経験と子どもへの体罰行使の頻度の関係を見てみると、子どもの頃に体罰を頻繁に受けた群は、そうでない群に比べて、子どもへの体罰を頻繁に行っている傾向が見られた。例えば、過去6か月で“日常的に～時々”体罰を行使したのは、自身が日常的に体罰を受けていた群で32.9%、全く受けたことがない群で7.4%であった。

一方、“日常的に”体罰を受けていたにも関わらず、過去6か月で体罰を“全く”行っていないとの回答も52.5%にのぼった。(表50)

表50. 親などの親権者等から体罰を受けたこと × 過去6か月の体罰行使の頻度

親などの親権者等から 体罰を受けたこと	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	396	△10.9	△22.0	▽14.6	▽52.5
時々あった	1570	2.9	△18.1	△22.2	▽56.9
1～2回あった	1061	▽0.7	12.2	△23.7	▽63.5
全くなかった	1973	▽1.0	▽6.4	▽14.1	△78.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 体罰等による、子どもの成長と発達への影響の認識

“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えること”が、子どもの成長と発達に「(どちらかと言えば～非常に)悪い影響があると思う」と回答した養育者は56.8%であった(図19)。これは、国民全体(49.5%)よりも高い。

一方、“物理的な罰を与えること”による子どもへの影響についての認識とそうした行為の容認度及び過去6か月におけるそうした行為の行使の実態の関係を見ると、子どもへの影響を肯定的に認識している群は、そうでない群に比べて、容認度も行使頻度も高い傾向が見られた(表51、52)。例えば、“物理的な罰を与えること”が「(日常的に～時々)あった」と回答したのは、養育者全体で11.5%であるのに対し、“物理的な罰を与えること”の影響を「非常によい影響があると思う」と回答した群(全体の2.3%)においては51.1%、「どちらかといえばよい影響があると思う」(同11.3%)においては、34.8%であった(表52)

図 19. お父さんやお母さん、身近な大人から“お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与える”られることは、子どもの成長発達にどのような影響があると思うか。
(n=5,000)

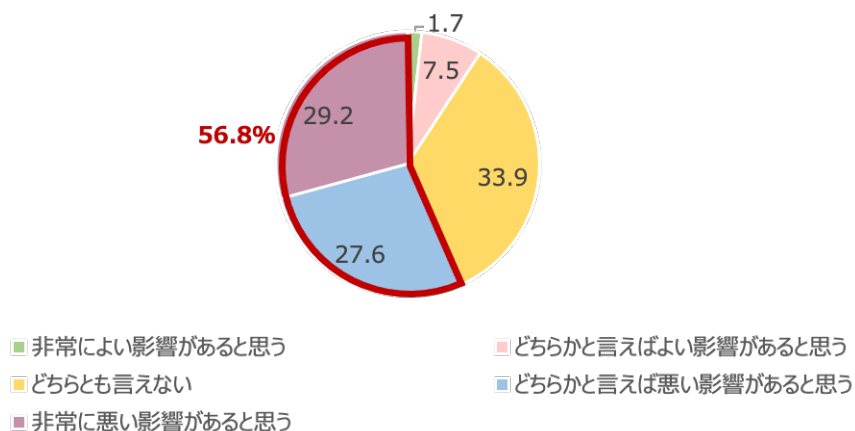


表 51. 子どもに物理的に罰を与えることの影響 × そうした行為の容認度 クロス

お尻や手の甲をたたくなど、 子どもに物理的に罰を与える ことの影響	n	お尻や手の甲をたたくなど、子どもに物理的に罰を与えることは、 場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
養育者全体	5000	3.4	9.5	26.6	21.5	16.4	22.6
非常によい影響があると思う	86	△47.7	△18.6	▽10.5	▽4.7	▽5.8	▽12.8
どちらかと言えばよい影響があ ると思う	376	△12.2	△32.7	△38.0	▽8.8	▽5.1	▽3.2
どちらとも言えない	1694	3.0	△13.2	△46.2	△23.1	▽9.5	▽5.0
どちらかと言えば悪い影響があ ると思う	1382	▽1.1	▽5.5	▽22.4	△34.0	△23.7	▽13.2
非常に悪い影響があると思う	1462	▽1.2	▽2.5	▽5.9	▽12.0	△20.9	△57.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 52. 子どもに物理的に罰を与えることの影響 × 過去6か月のそうした行為の頻度 クロス

子どもに物理的に罰を与えることの影響	n	過去6か月のそうした行為の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	1.9	9.6	16.9	71.6
非常によい影響があると思う	86	△33.7	△17.4	16.3	▽32.6
どちらかと言えばよい影響があると思う	376	△8.2	△26.6	△24.5	▽40.7
どちらとも言えない	1694	1.4	△14.3	△22.6	▽61.7
どちらかと言えば悪い影響があると思う	1382	▽0.4	▽6.5	△19.2	△73.8
非常に悪い影響があると思う	1462	▽0.3	▽2.3	▽6.0	△91.3

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 子どもの権利についての認識と、子どもの権利条約の認知

子どもの権利について尋ねたところ、“子どもには暴力から守られる権利がある”が71.9%（「当てはまる」）、“子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある”が62.1%（同）、“大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある”が53.9%（同）であった（図20）。国民全体の傾向とほぼ同様である。

また、これらの権利について「当てはまる」と回答した群における体罰の容認度が、そうでない群に比べて低い傾向にあることは、国民全体でもみたとおりであるが、過去6か月の体罰行使についても差が見られた。養育者全体における過去6か月の体罰の頻繁な行使（「（日常的に～時々）あった」）が14.8%であるのに対し、“子どもには暴力から守られる権利がある”との認識がある群においては、11.7%であった（表53）。

図20. 子どもの権利についてどのように考えるか（複数回答）（n=5,000）

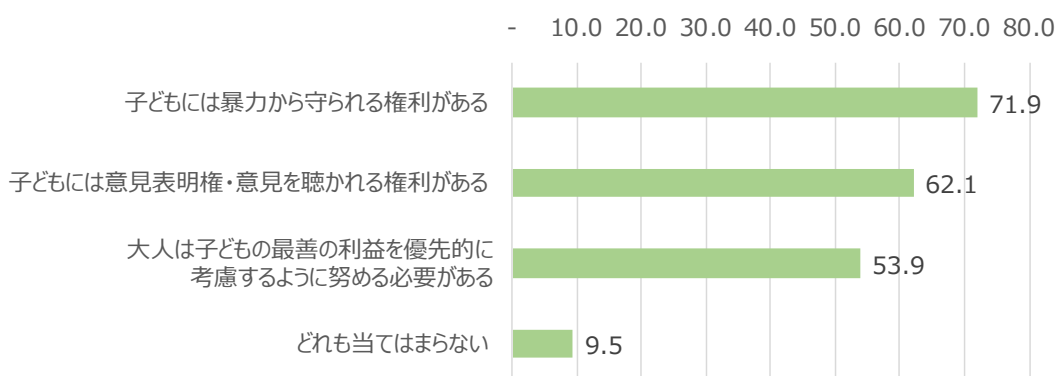


表53. 子どもの権利についての認識 × 過去6か月の体罰行使の頻度

子どもの権利についての認識	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
子どもには暴力から守られる権利がある	3597	2.2	▽9.5	▽18.0	△70.3
子どもには意見表明権・意見を聴かれる権利がある	3105	▽1.8	12.1	18.9	67.3
大人は子どもの最善の利益を優先的に考慮するように努める必要がある	2693	▽1.7	▽11.0	17.9	△69.4
どれも当てはまらない	474	1.9	12.9	15.6	69.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.3.6. 子どもの人権・権利、子どもの権利条約についての認知

一方、子どもの人権・権利、子どもの権利条約についての認知を尋ねたところ、「子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている」との回答は6.3%にとどまり、「子どもの権利も子どもの権利条約も知らない」が41.9%であった（図21）。「子どもの権利、子どもの権利条約の認知」がある群が、そうでない群に比べて、必ずしも体罰の容認度が低いとはいえないことは、国民全体で既にみた通りであるが、体罰行使の頻度に関しては、認知のある群が、そうでない群に比べて、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた（表54）。この点は、「法の認知と体罰の行使についての考察」（P28）を参照されたい。

図21. 子どもの人権・権利、子どもの権利条約について知っているか。
(n=5,000)

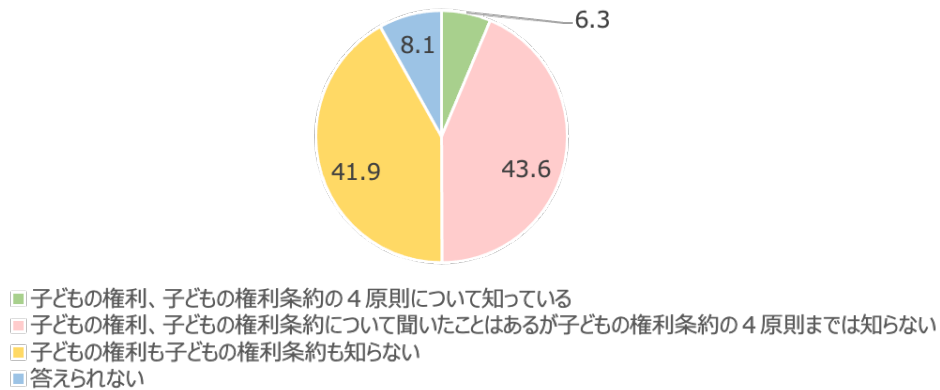


表54. 子どもの人権・権利、子どもの権利条約の認知 × 過去6か月の体罰行使頻度 クロス

子どもの人権・権利、子どもの権利条約の認知	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
子どもの権利、子どもの権利条約の4原則について知っている	317	△11.4	15.5	16.1	▽57.1
子どもの権利、子どもの権利条約について聞いたことはあるが子どもの権利条約の4原則までは知らない	2181	▽1.7	12.7	18.0	67.6
子どもの権利も子どもの権利条約も知らない	2097	▽1.6	11.8	19.3	67.3
答えられない	405	1.7	13.1	21.7	63.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.4. 養育者の心理状態（しつけについて感じる難しさやストレス）と体罰の行使

- 養育者の心理状態（しつけについて感じる難しさやストレス）によっても、体罰行使の頻度には、違いが見られた。
 - ✓ 「子どものしつけについて、難しさを感じている」と回答した養育者は70.0%にのぼるが、より強く難しさを感じている群は、そうでない群に比べて、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。
 - ✓ また、“子どもの言動に対してイライラする”（48.6%：「（日常的に～時々）あった」）、“子育てについて、自信が持てないことがある”（47.0%：同）、“経済的な不安を感じる”（50.8%：同）など、養育者の多くが様々なストレスを感じつつ子育てと向き合っているが、何らかのストレスを強く感じている群は、そうでない群に比べ、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。
- 養育する子どもの年齢や性別などによって、体罰行使の傾向に違いがみられた。
 - ✓ 女兒よりも男児、また年齢が低い子どもを持つ群が、そうでない群に比べ、体罰の使用頻度が高い傾向が見られた。
 - ✓ また、しつけに関する難しさや、日常生活におけるイライラやプレッシャーなどを感じる度合いについても、女兒よりも男児、また子どもの年齢が低い子どもを持つ群が、そうでない群に比べ、高い傾向が見られた。
- 養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）によっても、体罰行使の傾向に違いがみられた。
 - ✓ 子育てを主に“自分”が行っている群は、“自分以外の家族”や“自分と他の家族が同等に協力して行っている”群に比べ、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。
 - ✓ また、しつけに関する難しさや、日常生活におけるイライラやプレッシャーなどを感じる度合いについても、子育てを主に“自分”が行っている群は、“自分以外の家族”や“自分と他の家族が同等に協力して行っている”群に比べ、高い傾向がみられた。

2.4.1. 子どものしつけに難しさを感じているか

子どものしつけについて、難しさを感じているかを尋ねたところ「（非常に～まあ）感じる」と回答した養育者は70.0%にのぼった（図22）。

しつけについて感じる難しさや体罰行使の関係をみたところ、しつけについて難しさを強く感じている群は、そうでない群に比べて、体罰行使の頻度が高い傾向が見られた。養育者全体における、体罰の行使が「日常的にあった」は2.3%、

「時々あった」は12.5%であるのに対し、しつけについて難しさを「非常に感じる」と回答した群（全体の26.2%にあたる）では、それぞれ、4.7%、18.0%であった。（表55）

図 22. 子どものしつけについて、難しさを感じているか (n=5,000)

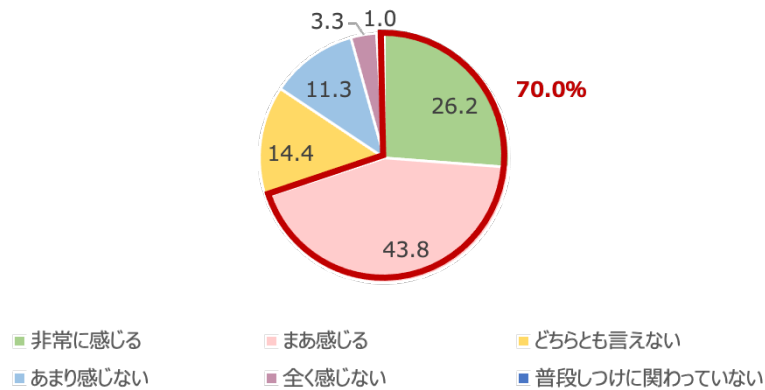


表 55. しつけについて感じる難しさ × 過去6か月の体罰行使 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
非常に感じる	1310	△4.7	△18.0	△24.8	▽52.5
まあ感じる	2188	▽1.7	11.7	19.2	67.4
どちらとも言えない	720	▽1.1	12.2	▽14.6	△72.1
あまり感じない	566	▽1.1	▽6.2	▽12.0	△80.7
全く感じない	166	0.6	▽4.2	▽8.4	△86.7
普段しつけに関わっていない	50	4.0	8.0	▽6.0	△82.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

子どものしつけについて難しさを感じた場合に、相談できる相手がいるかなど、対応方法の有無について尋ねた。“身近に相談できる人がいる”と回答したのは53.6%（「（非常に～まあ）当てはまる」），“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”のは30.8%（同），“解決のために具体的に動くことができる”のは47.0%（同）であった（図23）。

一方で、何らかの対応方法を持つ群は、そうでない群に比べて、体罰行使の頻度が必ずしも低いとはいえず、むしろ高い傾向も見られた。“身近に相談できる人がいる”について「とてもよく当てはまる」と回答した群における体罰行使の頻度は、「日常的にあった」が8.5%、「時々あった」が20.3%と、他の群よりも高かった（表56）。

図 23. 子どものしつけについて難しさを感じた場合の対応 (n=5,000)

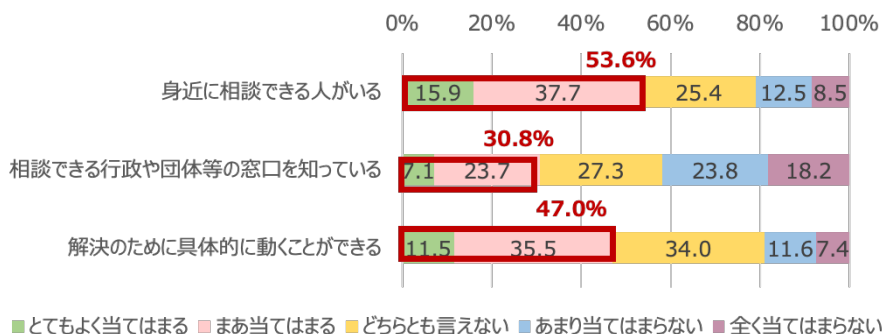


表 56. 身近に相談できる人がいる × 過去6か月の体罰行使 クロス

身近に相談できる人がいる	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
とてもよく当てはまる	354	△8.5	△20.3	19.8	▽51.4
まあ当てはまる	1184	2.9	△14.4	△22.0	▽60.8
どちらとも言えない	1366	2.0	△15.3	18.6	▽64.1
あまり当てはまらない	1188	▽1.0	▽7.7	18.5	△72.7
全く当てはまらない	908	▽1.3	▽9.1	▽14.5	△75.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.4.2. 日常生活における心理状態（ストレスや不安、プレッシャー）

養育者が、日常生活においてどのような気持ちを感じているかを尋ねたところ、“子どもの言動に対してイライラする”が48.6%（「(日常的に~時々)ある」)、“子育てについて、自信が持てないことがある”が47.0%（同）と、養育者の多くが様々なストレスを感じつつ子育てをしていることがわかる。また、“経済的な不安を感じる”も50.8%（同）であった。（表57）

表 57. 日常生活において、どのような気持ちを感じているか (n=5,000)

	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
子どもの言動に対してイライラする	11.9	36.7	25.9	25.5
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	34.1	22.1	30.9
孤独を感じる	7.6	20.2	18.0	54.2
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	31.0	21.9	32.0
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	31.6	21.0	34.3
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	26.4	22.1	41.8
しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	20.4	19.0	54.9
子育てに関する情報が不足している	4.9	23.2	23.9	48.0
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	25.7	19.8	47.4
経済的な不安を感じる	22.3	28.5	19.1	30.2

日常生活における心理状態と体罰行使の関連をみたところ、いずれの気持ちも、頻繁に感じている群は、他の群に比べ、過去6か月の体罰行使の頻度が高い傾向にあり、日常における心理状態（ストレスやプレッシャー、不安等）も体罰の行使に関係することがわかった。（表58～67）

特に、“しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる”や“孤独を感じる”といった気持ちを「日常的に感じる」と回答した群においては、体罰行使が「日常的にあった」のが14.3%・10.3%と、養育者全体の2.3%を大きく上回った（表64、表60）。

表58. 子どもの言動に対してイライラする × 過去6か月の体罰行使 クロス

子どもの言動に対してイライラする	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1～2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	596	△7.0	△24.2	△25.7	▽43.1
時々あった	1833	2.2	△15.5	△21.3	▽60.9
1～2回あった	1295	▽1.4	▽9.6	19.7	△69.3
全くなかった	1276	▽1.1	▽5.8	▽10.7	△82.4

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表59. 子育てについて、自信が持てないことがある × 過去6か月の体罰行使 クロス

子育てについて、自信が持てないことがある	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1～2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	644	△7.3	△19.3	△24.4	▽49.1
時々あった	1706	2.1	△15.1	△20.4	▽62.4
1～2回あった	1106	1.8	12.1	△20.8	65.3
全くなかった	1544	▽0.8	▽7.1	▽13.0	△79.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表60. 孤独を感じる × 過去6か月の体罰行使 クロス

孤独を感じる	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的にあった	時々あった	1～2回あった	全くなかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	380	△10.3	△22.4	19.2	▽48.2
時々あった	1010	△3.2	△17.7	△22.0	▽57.1
1～2回あった	900	1.8	12.8	△23.0	▽62.4
全くなかった	2710	▽1.0	▽9.1	▽16.0	△73.8

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 61. パートナーや他の家族（子ども以外）との関係でストレスを感じる × 過去6か月の体罰行使 クロス

パートナーや 他の家族(子ども以外)との 関係でストレスを感じる	n	日常的に あった	過去6か月の体罰行使の頻度		
			時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	755	△5.7	△17.7	18.5	▽58.0
時々あった	1550	2.6	△15.0	△22.2	▽60.3
1~2回あった	1094	1.6	12.7	20.3	65.4
全くなかった	1601	▽0.9	▽7.6	▽14.4	△77.2

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 62. 育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる × 過去6か月の体罰行使 クロス

育児、家事、仕事の 両立が難しいと感じる	n	日常的に あった	過去6か月の体罰行使の頻度		
			時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	653	△6.4	△19.3	△21.9	▽52.4
時々あった	1579	2.5	△16.0	△20.4	▽61.1
1~2回あった	1052	1.8	12.1	△21.3	64.8
全くなかった	1716	▽0.8	▽7.0	▽14.4	△77.8

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 63. 子育てのための時間や人手が足りない × 過去6か月の体罰行使 クロス

子育てのための 時間や人手が足りない	n	日常的に あった	過去6か月の体罰行使の頻度		
			時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	489	△8.4	△21.7	△25.4	▽44.6
時々あった	1320	2.7	△18.0	△21.6	▽57.7
1~2回あった	1103	1.5	13.2	△21.4	▽63.8
全くなかった	2088	▽1.1	▽6.5	▽13.9	△78.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 64. しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャー × 過去6か月の体罰行使 クロス

しっかりしつけるようにという 周囲からのプレッシャーを感じる	n	日常的に あった	過去6か月の体罰行使の頻度		
			時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	286	△14.3	△26.9	20.3	▽38.5
時々あった	1019	△3.5	△21.0	△24.2	▽51.2
1~2回あった	949	1.7	13.5	△23.0	▽61.9
全くなかった	2746	▽0.8	▽7.5	▽15.0	△76.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 65. 子育てに関する情報が不足している × 過去 6 か月の体罰行使 クロス

子育てに関する 情報が不足している	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	247	△15.4	△24.3	20.6	▽39.7
時々あった	1160	△3.1	△17.8	20.1	▽59.1
1～2回あった	1193	1.6	12.6	△22.3	▽63.5
全くなかった	2400	▽0.9	▽8.8	▽16.1	△74.3

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 66. 子育てに関する情報が多すぎる × 過去 6 か月の体罰行使 クロス

子育てに関する 情報が多すぎる	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	357	△10.4	△20.7	18.8	▽50.1
時々あった	1285	△3.3	△15.5	△20.9	▽60.3
1～2回あった	990	1.5	△14.6	△23.1	▽60.7
全くなかった	2368	▽0.9	▽8.8	▽15.7	△74.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 67. 経済的な不安 × 過去 6 か月の体罰行使 クロス

し経済的な不安を感じる	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
日常的にあった	1113	△3.9	14.2	19.8	▽62.2
時々あった	1426	2.5	△14.7	19.7	▽63.0
1～2回あった	953	1.7	12.7	△21.5	64.1
全くなかった	1508	▽1.3	▽9.1	▽15.3	△74.3

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

2.4.3. 子どもの属性や養育の分担状況

▶ 養育する子どもの年齢、性別、人数

養育する子ども（複数子どもがいる場合には末子）の性別ごとに体罰の容認度と体罰行使の状況をみたと、男児の養育者の方が女児の養育者よりも体罰の容認度、使用頻度共に高い傾向が見られた。（表 68、69）

同様に、子どもの年齢ごとにみると、体罰の容認度には大きな差は見られない一方で、体罰行使には明らかな傾向の違いが見られた。過去 6 か月で一回以上体罰を行使した割合が最も高いのは 3-6 歳の子どもを持つ養育者（50.3%：「（日常的に～1～2回）あった」）、次いで 6-9 歳の子どもを持つ養育者（46.8%：同）であり、その行使の頻度も高い傾向が見られた。一方で、子どもが中学生や高校生に相当する年齢（それぞれ、12 歳以上 15 歳未満、15 歳以上 18 歳以下）となると、体罰行使の頻度は低くなる（とはいえ、体罰を受けている子どもが一定割合いることには留意が必要である）。（表 68、69）

子どもの人数については、性別や年齢ほど明確な傾向は見られなかった。

表 68. 体罰の容認度（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう 思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
養育者全体	5000	4.0	10.3	27.4	30.5	13.6	14.2
男児	2470	△4.5	△11.9	△29.2	29.6	▽12.4	▽12.3
女児	2519	▽3.4	▽8.7	▽25.7	31.3	△14.9	△16.0
0歳以上3歳未満	848	4.6	10.4	25.0	▽26.4	△16.0	△17.6
3歳以上6歳未満	694	4.0	10.5	28.8	29.3	13.7	13.7
6歳以上9歳未満	739	△5.3	10.1	29.9	30.6	11.9	12.2
9歳以上12歳未満	819	3.5	9.5	29.9	31.6	12.5	12.9
12歳以上15歳未満	817	3.3	11.4	27.5	30.8	12.9	14.1
15歳以上18歳以下	1083	3.3	10.0	▽24.8	△33.3	14.3	14.2
1人	1927	4.5	▽8.7	▽25.7	29.8	14.5	△16.7
2人	2269	3.5	11.2	△29.0	30.7	13.0	▽12.6
3人以上	804	4.0	11.7	27.2	31.5	13.1	12.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 69. 過去6か月の体罰行使の頻度（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
男児	2470	△2.8	△14.2	△20.5	▽62.6
女児	2519	▽1.9	▽10.9	▽17.0	△70.2
0歳以上3歳未満	848	△3.3	△15.3	19.2	▽62.1
3歳以上6歳未満	694	△3.5	△19.2	△27.7	▽49.7
6歳以上9歳未満	739	3.1	△17.6	△26.1	▽53.2
9歳以上12歳未満	819	2.6	11.0	19.0	67.4
12歳以上15歳未満	817	1.8	▽9.4	▽14.1	△74.7
15歳以上18歳以下	1083	▽0.4	▽6.1	▽10.8	△82.7
1人	1927	△2.9	12.0	▽17.2	67.9
2人	2269	1.9	12.7	△19.9	65.4
3人以上	804	1.9	13.3	18.9	65.9

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

しつけに関する難しさや、日常生活におけるイライラやプレッシャーなどの心理状態について、子どもの性別・年齢別に見ると、男児や年齢の低い子どもを持つ養育者は、女児やより年齢の高い子どもを持つ養育者よりも、子どものしつけの難しさを強く感じる傾向が見られた（表 70）。また、“子どもの言動にイライラする”、“しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる”、“子育てのための人手や時間が足りない”といった気持ちについても同様で、男児や年齢の低い子どもを持つ養育者は、女児やより年齢の高い子どもを持つ養育者よりも、そうした気持ちをより強く感じる傾向が見られた（表 71～73）。

表 70. しつけについて感じる難しさ（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	非常に感じる	まあ感じる	どちらとも 言えない	あまり 感じない	全く 感じない	普段しつけ に関わって いない
養育者全体	5000	26.2	43.8	14.4	11.3	3.3	1.0
男児	2470	△27.8	45.0	▽12.5	10.7	3.0	1.1
女兒	2519	▽24.7	42.6	△16.3	11.9	3.5	0.9
0歳以上3歳未満	848	△30.9	44.0	12.6	▽9.3	2.6	0.6
3歳以上6歳未満	694	△32.4	41.9	12.5	▽7.6	3.7	△1.7
6歳以上9歳未満	739	24.2	46.8	15.6	9.6	2.4	1.4
9歳以上12歳未満	819	25.5	42.6	16.2	11.1	3.7	0.9
12歳以上15歳未満	817	25.5	43.1	14.0	△14.0	2.8	0.7
15歳以上18歳以下	1083	▽21.0	44.0	15.1	△14.6	△4.3	0.9
1人	1927	25.1	43.6	15.6	11.0	3.5	1.2
2人	2269	27.1	43.8	14.3	11.0	3.1	0.7
3人以上	804	26.4	44.0	▽11.9	12.9	3.6	1.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 71. 子どもの言動に対してイライラすること（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	11.9	36.7	25.9	25.5
男児	2470	△13.2	△38.2	▽24.5	▽24.1
女兒	2519	▽10.6	▽35.3	△27.3	△26.8
0歳以上3歳未満	848	△14.2	36.8	▽23.1	25.9
3歳以上6歳未満	694	△17.6	△41.1	24.1	▽17.3
6歳以上9歳未満	739	12.3	38.2	26.5	23.0
9歳以上12歳未満	819	▽9.8	△40.0	24.9	25.3
12歳以上15歳未満	817	11.6	▽33.4	△29.0	25.9
15歳以上18歳以下	1083	▽8.1	▽32.6	27.2	△32.0
1人	1927	11.3	35.1	27.2	26.5
2人	2269	12.2	△38.3	25.6	▽24.0
3人以上	804	12.8	35.8	23.8	27.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 72. しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	5.7	20.4	19.0	54.9
男児	2470	△6.8	20.8	18.9	▽53.5
女兒	2519	▽4.6	20.0	19.0	△56.4
0歳以上3歳未満	848	7.1	△23.7	19.3	▽49.9
3歳以上6歳未満	694	△9.9	22.2	21.3	▽46.5
6歳以上9歳未満	739	6.2	22.9	19.4	▽51.6
9歳以上12歳未満	819	5.4	20.9	18.6	55.2
12歳以上15歳未満	817	▽4.2	19.3	18.5	58.0
15歳以上18歳以下	1083	▽3.0	▽15.3	17.6	△64.0
1人	1927	6.3	20.1	19.2	54.3
2人	2269	5.4	20.4	19.3	54.8
3人以上	804	5.1	20.9	17.4	56.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 73. 子育てのための人手や時間が足りない（子どもの性別・年齢・養育人数ごと）

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	4.9	23.2	23.9	48.0
男児	2470	△5.6	23.7	23.4	47.2
女児	2519	▽4.2	22.7	24.3	48.8
0歳以上3歳未満	848	△17.6	△32.8	22.4	▽27.2
3歳以上6歳未満	694	△16.1	△30.7	24.8	▽28.4
6歳以上9歳未満	739	9.9	29.0	23.4	▽37.8
9歳以上12歳未満	819	▽6.5	27.7	23.1	42.7
12歳以上15歳未満	817	▽6.4	23.9	20.9	△48.8
15歳以上18歳以下	1083	▽4.6	▽17.8	▽19.2	△58.4
1人	1927	9.9	25.6	21.6	42.8
2人	2269	9.6	26.1	△23.8	40.5
3人以上	804	10.1	29.0	▽18.2	42.8

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

➤ 養育の分担状況

養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）と、体罰の容認度、体罰行使の頻度の関係を見てみた。容認度に関しては、大きな差はみられなかった（表 74）。一方、体罰行使の頻度については、子育てを主にしているのが「自分」と回答した群が、「自分以外の家族」や「自分と他の家族が同等に協力して行っている」群に比べて、より高い傾向が見られた（表 75）。

表 74. 子育てを主にしているのは誰か × 体罰の容認度 クロス

	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
養育者全体	5000	4.0	10.3	27.4	30.5	13.6	14.2
自分	2538	4.1	9.7	26.7	30.8	13.7	15.1
自分以外の家族	1012	4.1	△12.3	29.2	29.6	13.2	▽11.6
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	3.6	10.1	27.5	30.6	13.9	14.3
いずれも当てはまらない	14	7.1	7.1	21.4	28.6	7.1	28.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 75. 子育てを主にしているのは誰か × 過去6か月の体罰行使の頻度 クロス

	n	過去6か月の体罰行使の頻度			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	2.3	12.5	18.7	66.5
自分	2538	△3.0	△14.8	△20.3	▽61.9
自分以外の家族	1012	1.6	▽10.4	▽16.2	△71.8
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	▽1.5	▽10.0	17.9	△70.6
いずれも当てはまらない	14	-	14.3	7.1	78.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

養育の分担状況（子育てを主にしているのは誰か）と、しつけに関する難しさや、日常生活におけるイライラやプレッシャーなどの心理状態の関係を見ると、子育てを主にしているのが「自分」と回答した群は、「自分以外の家族」や「自分と他の家族が同等に協力して行っている」群に比べて、しつけに関する難しさを感じたり、“子どもの言動にイライラする”、“孤独を感じる”、“しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる”と回答する割合が高い傾向が見られた（表76～79）。

表 76. 子育てを主にしているのは誰か × しつけについて感じる難しさ クロス

	n	しつけについて感じる難しさ					
		非常に感じる	まあ感じる	どちらとも 言えない	あまり 感じない	全く 感じない	普段しつけ に関わって いない
養育者全体	5000	26.2	43.8	14.4	11.3	3.3	1.0
自分	2538	△27.6	42.7	14.7	10.9	3.2	0.9
自分以外の家族	1012	▽22.0	45.8	15.7	10.9	3.8	△1.9
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	26.7	44.4	13.0	12.3	3.2	▽0.3
いずれも当てはまらない	14	14.3	28.6	7.1	14.3	7.1	△28.6

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 77. 子育てを主にしているのは誰か × 子どもの言動に対してイライラする クロス

	n	子どもの言動に対してイライラする			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	11.9	36.7	25.9	25.5
自分	2538	△16.7	△39.9	▽22.9	▽20.5
自分以外の家族	1012	▽5.2	▽32.5	27.6	△34.7
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	▽8.1	▽34.1	△30.1	△27.6
いずれも当てはまらない	14	14.3	14.3	21.4	△50.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 78. 子育てを主にしているのは誰か × 孤独を感じる クロス

	n	孤独を感じる			
		日常的に あった	時々 あった	1～2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	7.6	20.2	18.0	54.2
自分	2538	△10.0	△24.4	△20.1	▽45.5
自分以外の家族	1012	▽5.7	▽15.0	16.8	△62.5
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	▽4.6	▽16.5	▽15.3	△63.6
いずれも当てはまらない	14	14.3	7.1	7.1	71.4

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 79.子育てを主にしているのは誰か × しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる クロス

	n	しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる			
		日常的に あった	時々 あった	1~2回 あった	全く なかった
養育者全体	5000	5.7	20.4	19.0	54.9
自分	2538	△8.5	△24.8	20.0	▽46.7
自分以外の家族	1012	▽2.5	▽16.2	19.1	△62.3
自分と他の家族が 同等に協力して行っている	1436	▽3.1	▽15.7	▽17.2	△64.1
いずれも当てはまらない	14	7.1	7.1	14.3	71.4

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

3. 15～18 歳の子どもにおける体罰の実態及び対応

3.1. 体罰を受けた経験

- 15～18 歳の子どもにおいて、一度でも“親などの親権者等から体罰を受けたこと”が「あった」と回答したのは 50.2%で、うち「日常的にあった」のは 7.5%であった。また、“親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと”が「あった」のは 27.2%であった。
- 15～18 歳の子どもにおける体罰の容認度は 23.5%と、国民全体（40.2%）に比べて低かったが、親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（「（日常的～時々）あった」）は、そうでない群に比べ、強く容認する（「非常にそう思う」）割合が 9.9%（子ども全体では 4.2%）と高い傾向にあった。

3.1.1. これまでに体罰を受けた経験

15～18 歳の子どもに、これまでの体罰を受けた経験を尋ねたところ、“親などの親権者等から体罰を受けたこと”が 1 回でも「あった」と回答したのは 50.2%、“親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと”が 1 回でも「あった」と回答したのは 27.2%であった。親権者等からの体罰については、男児と女児で統計的有意差は見られなかったが、親権者以外の身近な大人や年長者からの体罰は、「1～2 回あった」と回答した男児の割合が高い傾向にあった。（表 80、表 81）

表 80. 親などの親権者等から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2 回 あった	全く なかった
15～18 歳の子ども全体	213	7.5	25.8	16.9	49.8
男児	115	6.1	27.0	20.0	47.0
女児	98	9.2	24.5	13.3	53.1

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 81. 親権者以外の身近な大人や年長者（教師、課外活動の先輩等）から体罰を受けたこと

	n	日常的に あった	時々 あった	1～2 回 あった	全く なかった
15～18 歳の子ども全体	213	5.6	7.5	14.1	72.8
男児	115	7.8	7.8	△20.0	▽64.3
女児	98	3.1	7.1	▽7.1	△82.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

3.1.2. 体罰を受けた経験と体罰の容認度

15～18歳の子どもにおける体罰の容認度（「（非常に～やや）そう思う」）は23.5%と、国民全体（40.2%）と比較して低いが、親などの親権者等から体罰を受けた頻度の違い（「日常的にあった/時々あった」と「1～2回あった/全くなかった」）によって、その傾向には差が見られた。親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（「日常的にあった/時々あった」）においては、そうでない群に比べて、強く容認する（「非常にそう思う」）割合が9.9%（子ども全体では4.2%）と高かった（表82）。

表 82. 親権者から体罰を受けた経験 × 体罰の容認度 クロス

親などの親権者等から 体罰を受けたこと	n	子どもに体罰を与えることは、場合によっては必要だと思うか					
		非常に そう思う	そう思う	ややそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わ ない	全くそう 思わない
15～18歳の子ども全体	213	4.2	4.7	14.6	22.1	17.4	37.1
日常的にあった/ 時々あった	71	△9.9	5.6	15.5	25.4	15.5	28.2
1～2回あった/ 全くなかった	142	▽1.4	4.2	14.1	20.4	18.3	41.5
国民全体(参考)	5000	3.5	10.4	26.3	28.1	15.6	16.1

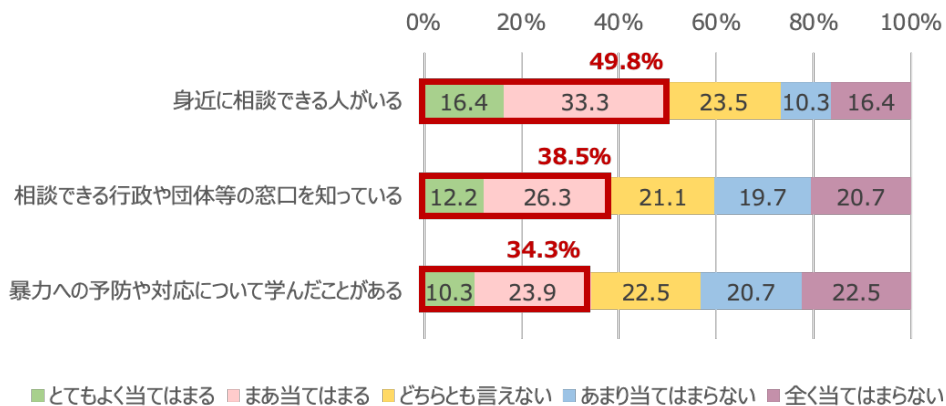
*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

3.2. 身近な大人から暴力を受けた場合の対応について

- 身近な大人から暴力を受けた場合に“身近に相談できる人がいる”のは49.8%（「(とてもよく～まあ)当てはまる」），“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”のは38.5%（同），“暴力への予防や対応について学んだことがある”のは34.3%（同）であった。
- 親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（日常的にあった/時々あった）においては、“身近に相談できる人がいる”に関して、「全く当てはまらない」との回答が23.9%にのぼった。

身近な大人から暴力を受けた場合の対応について尋ねたところ、“身近に相談できる人がいる”のは49.8%（「(とてもよく～まあ)当てはまる」），“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”のは38.5%（同），“暴力への予防や対応について学んだことがある”のは34.3%（同）であった（図24）。

図24. 身近な大人から体罰を受けた場合の対応について、それぞれに当てはまる状況（n=213）



親権者等からの体罰を受けた頻度が高い群（日常的にあった/時々あった）においては、“身近に相談できる人がいる”に関して、「全く当てはまらない」との回答が23.9%にのぼった（表83）。一方、“相談できる行政や団体等の窓口を知っている”に関しては、「(とてもよく～まあ)当てはまる」が46.5%と、頻度が低い群（同34.5%）と比べて高かった（表84）。

暴力への予防や対応について学んだことがある割合と、親権者等からの体罰を受けた頻度には、特に関連は見られなかった（表85）。

表 83. 親権者から体罰を受けた経験 × 身近に相談できる人がいる クロス

	n	とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
15～18 歳の子ども全体	213	16.4	33.3	23.5	10.3	16.4
日常的にあった/ 時々あった	71	19.7	28.2	18.3	9.9	△23.9
1～2 回あった/ 全くなかった	142	14.8	35.9	26.1	10.6	▽12.7

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 84. 親権者から体罰を受けた経験 × 相談できる行政や団体等の窓口を知っている クロス

	n	とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
15～18 歳の子ども全体	213	12.2	26.3	21.1	19.7	20.7
日常的にあった/ 時々あった	71	△21.1	25.4	16.9	12.7	23.9
1～2 回あった/ 全くなかった	142	▽7.7	26.8	23.2	23.2	19.0

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

表 85. 親権者から体罰を受けた経験 × 暴力への予防や対応について学んだことがある クロス

	n	とてもよく 当てはまる	まあ 当てはまる	どちらとも 言えない	あまり当て はまらない	全く当て はまらない
15～18 歳の子ども全体	213	10.3	23.9	22.5	20.7	22.5
日常的にあった/ 時々あった	71	12.7	22.5	25.4	16.9	22.5
1～2 回あった/ 全くなかった	142	9.2	24.6	21.1	22.5	22.5

*有意水準 5% △(高い) ▽(低い)

別添資料：

- ニーズ調査票

本調査研究の取りまとめにあたり、多くの方々にご支援いただきました。

本調査研究のために調査にご協力いただいた市民のみなさまに
心から感謝いたします。

また、有識者研究会構成員及び関係者の皆様には、
研究会における活発な意見交換から、本報告書の執筆まで
多くのご指導をいただきました。心から感謝申し上げます。
ありがとうございました。

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査」
事業報告書

発行日 令和3年3月
編集・発行 株式会社キャンサーズキャン
〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-3-8 五反田 PLACE 2F
株式会社キャンサーズキャン 介入研究事業本部 遠峰良美
Tel : 03-6420-3390 Fax : 03-6420-3394
Mail : tomine@cancerscan.jp

